

令和7年第4回
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和7年12月8日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小菌江一三君

欠席議員

	16番	西山猛君
	21番	石崎勝三君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
総務課長	甘利浩行君
総務課長補佐	木村幸広君
危機管理課長	谷田部仁史君
危機管理課長補佐	菅谷清二君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	持丸博之君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	須藤辰紀君
農村整備室長	石崎武君
栗ブランド戦略室長	藤咲篤君
商工課長	桑嶋一志君
商工課長補佐	山本明子君
観光課長	山内一正君
観光課長補佐	藤井伸広君
都市計画課長	河原井浩典君

都市計画課長補佐	大嶋信二君
学務課長	仁平秀明君
学区編成室長	横手和昭君
指導室長	植松雄一君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程第4号

令和7年12月8日（月曜日）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は19名であります。本日の欠席議員は、12番田村泰之君、16番西山猛君、21番石崎勝三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番益子康子君、11番林田美代子君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。一問一答方式における質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。また、一括質問・一括答弁方式は、答弁を除いて質問の時間を30分以内とし、3回までの質問回数といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

12番田村泰之君が着席いたしました。

それでは最初に、4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一括質問・一括答弁方式で一般質問を行います。

議長にお願いがあります。資料の提示の許可をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○4番（鈴木宏治君） 資料を御覧いただきたいのですが、この場所はもともと何があった場所かということをお聞きしたいと思います。私自身、本年1月にインターネットの中をいろいろ探しているときに偶然発見しまして、こんな歴史が笠間、友部にはあったのだということを知り、今までの無知をもうびっくりしたわけですが

れども。

もともと何があったかという、そのもともとの話になりますと、明治37年、日露戦争まで遡ります。日露戦争は、坂の上の雲ではないですけども、バルチック艦隊を破ったりしながらも日本が勝利になったわけですが、マイナス30度というとてつもない寒冷地で戦うということで、防寒に関してとてつもなく苦労したという歴史がありました。そして、日露戦争後これではいけないということで、調べますと、明治41年、北海道の月寒種羊場、種の羊と書いて月寒の種牛牧場、つまり羊を増やす牧場というものを一応つくりました。そこ1か所で基本的にはやられたようなのですが、しばらくすると第1次世界大戦が勃発します。その瞬間、イギリスからもオーストラリアからも防寒用のウール、羊毛品が一切入らなくなった。その瞬間にどうしたかという、大正7年、全国に5か所のそういったものをつくるということ、種羊場をつくるということを考え始めたわけです。その種羊場自体どこにつくるかということになって、日本国中を当然探したわけですけども、その中でまずこういう計画を立てました。日露戦争の経緯から5か所選定して、日本で100万頭を、羊を育てるのだと、5か所であることを始めたのですけれども、その中で、5か所の中で選定した場所が、ここでした。国立友部種羊場というものができたわけです。北海道の月寒というのは、今、クラーク像がある有名な羊ヶ丘です。それに匹敵する大きさのものが、友部が適しているということで出たわけです。

これは当時、絵はがきとして全国に売られていた、その一部から見つけて、私もインターネットで見つけて購入したのですけれども、持ってきました。これは今もついこの間まで、県立の何でしたか、何センター、畜産試験センター、畜産試験場という形で建物は残ってましたが、あの建物は、大正7年に建てられたものでした。

5か所どこだったかという、こういうこととございます。北海道の滝川、そして月寒の2か所、そして本州では友部。あと、兵庫の北条、そして九州熊本、この5か所が、日本で羊を育てるのに一番適しているという形になったわけです。実際には、設立年度等はこれ見ていただくと分かるのですが、これ羊の数の多い順になっています。滝川が1,300頭、月寒も3万5,300頭、友部は1,200頭という形で、熊本1,000頭、そして北条は600頭という形で、いかにこの友部の地というのが期待されていたかということが分かりました。

こういった背景の中、笠間市の特徴を考えます。こういうことがあるわけですけども、綿羊百万頭計画の中で、筑波海軍航空隊、畜産試験場、こころの医療センターを合わせて、それプラス、今も余っているところもあるのですけども、40ヘクタールが、この友部国立種羊場だったわけです。この地に置かれたという歴史的な背景を持っている中で、笠間市というのは合併をして、大きくなりました。面積としては240平方キロメートル、人口は7万282人です。その中で、2015年のセンサスでは911ヘクタールの耕作放棄地があるということも言われております。さらに、森林面積は43.9%という形でかなり広いというか、森林の面積が広い土地になっております。こんな中、耕作放棄地、遊休地はかなり増加を

しているというのが実情でございます。11月28日に出た農林業センサスにおいてもそういった形で、経営体数は減っているけれども、面積が若干増えた。でも、農地、耕地どんどん減って、逆に言うと耕作放棄、遊休地が増えているという状況は否めないという状況になってるわけでございます。これは、将来に向けて、大きな大きな課題になってると思います。

笠間市の課題としてたくさんの課題を私も考えたのですが、見ていただくとおり、ごみ問題から人口減少、にぎわい、少子高齢化、少子の少が間違っています、すみません、市民参加、税収の減収やインフラの老朽化、空き家対策。いろいろな問題がこういう形で出てくるわけですが、一番直面する広大な林野、耕作放棄地の管理困難化だけでなく、人口減少に伴う地域経済の活性化という構造的な課題、両方を解決し、持続可能で変化に強いまちづくりを実現するための具体的な産業戦略について、プロジェクトを考えていかなければいけないというふうに思ったわけです。

そんな中で考えていったのが、これです。笠間羊ファクトリーというのをちょっと考えてみました。酪農だけではなく、羊に関してはいろんなことが考えられまして、大きく分けると四つぐらいありました。羊を育てる酪農や羊をレンタルすること、羊を加工すること、6次産業の育成ということがありますが、これらについてももう少し詳しく話していきたいと思います。

羊がもたらす多面的な価値と、その土地管理の複合戦略、笠間羊ファクトリープロジェクトとしてやるといいかなと思ってるのですが、羊は環境保全や土地活用、そして多様な資源提供という複数の価値を持っています。環境保全や土地活用への貢献にしては、こんなことが考えられます。

エコ除草、そうですね。羊による除草効果というのはかなり大きいものであって、しかも除草剤や、あとは機械を使った人力によるものに関してやるよりもCO₂の排出は少なく、環境に優しい形での除草というものができるといふふうに考えております。どんな場所が適しているか。いろいろあるのですけれども、傾斜地とかのり面、道路の横のところなんかもそうですけども、機械での作業の困難な場所であっても、羊やヤギといったものは上手に食べてくれます。あとは、河川敷、堤防、セイタカアワダチソウとか大好物ということですので、堤防の穴空きの監視と除草を兼ねて導入されているところが、全国でもいろいろなところでやられております。また、公園、団地などの広大な緑地、笠間市も広大な緑地はたくさんありますし、空き地もたくさんあります。そういった環境美化やコスト削減で導入をされております。さらに、休耕地や耕作放棄地は、樹木が侵入し始めた場所、始まったばかりであれば、まだ有効だそうです。

さらに、太陽光発電所で除草剤が使えないとか、除草剤ではなくて防草シートを張ってしまって土地が乾燥して痩せていく、除草剤をまいて土地が死んでいく。そういった形を防ぐことができるのが、エコ除草のいいところだと思います。さらに、住宅地周辺などで

空き地なんかがあったようなところでは、イベントを兼ねて羊の放牧なんていうことをやられてるところもあるという形で、かなり環境に優しい除草ができるというふうに考えております。

その中で、大きな目玉として考えているのが、今、世界中で注目をされているソーラーグレーディングです。市内にあるソーラー発電所でのソーラーグレーディングを導入するというのいいなと思うのですが、実際に事業用、産業用の太陽光の発電設備は柵、フェンスをつけなければやっていけないという形になっているので、熊本や北海道なんかでもそうですけれども、たくさんの場所でこのソーラーグレーディングが行われております。特に太陽光発電の場合には、広面積にわたって表面を全部除草剤をまくとか、防草シートを覆うという形で土地を本当に痩せさせてしまうと影響が大きく、いろいろなところで、ニュース等で新聞等でそういった懸念があるということは分かっておりますが、そんな中で、オーストラリアや北海道、アメリカもそうです、ニュージーランドもそうです、熊本もそうですけれども、このソーラーグレーディングを導入して、酪農家と太陽光発電業者がコラボレーションすることによって、相乗効果を生む。一つの土地の中で農業、酪農と太陽光発電をやるので、固定資産税が減額になってその分安くなるという形で、重複課税されないという形なので、お互いにとってメリットが大きいということで、ソーラーグレーディングはかなり今、進むという形になっています。

ここで、羊とヤギ、どっちがいいのだという話をよく聞かれたので、この話をいろいろな人に聞いたら、これは令和5年度の国土交通省の近畿地方整備局研究発表会の論文から持ってきたのですけれども、すみません見づらいかな、ごめんなさい。

実際にやってみると、羊は低いところを食べるそうです。ヤギは高いところ、やっぱり食べるんですね。「山羊」と書くだけあって、山岳地帯とかに住んでいたのがヤギですから、そうすると果樹とかそういったものだと上のほうも食べてしまうという問題があるし、一番の問題は太陽光発電、ソーラーグレーディングではパネルの上に乗ってしまうという問題が起きて、羊の場合にはそれがほとんど起きないという形で、羊のほうが優位性が高いということです。

この国土交通省の論文に関しては、実際には何を研究したかということと「動物を利用した道路法面の除草について」という形での論文だったのですけれども、実際にやってみたところ、効果が高かったのは羊だと。羊のほうが草、いろいろな草があるのですけれども、好物と嫌いな草とやっぱりあって、食べ残しがあつたりは当然出るわけですが、羊のほうは実はその好き嫌いが少ないらしいということがありました。あとは、やはりヤギは山の断崖のところの中で生きてきた影響もあるのでしょうかけれども、縄張り意識が強くて、多頭飼いをすると、結構気性が荒くて人がいても危害を加える場合があるということですが、羊の場合にはもともと集団生活をしているという形で群れをなしているのです、羊飼いの犬を使うだけで群れをコントロールしながら、モンゴルとかああいうところでもやってた

わけです。そういうのを考えると、泣き声もほとんどしない。そして、人へ危害を与えたり、物にそういった危害を与えるということが少ないということで、羊のほうが適しているというふうに論文のほうでも出ていました。

では、羊はほかにどんな使い方があるのかということを考えてわけですけれども、高付加価値資源の創出を考えていきたい。

羊というと、皆さん多分食肉ということが結構思い出されると思うのですが、私一番最初に思ったのは、これなのです。ウールでございます。セーターとかマフラーとか当たり前ですけれども、ツイードのコートだったりジャケットだったり、これもそうですけれども。あとは、ギャバジンスーツなんていうのもみんな羊、羊毛のものでできています。しかも、高級品でございます。寝具に関しても、毛布や布団、敷きパッド、インテリアではじゅうたんとかラグマット、そういったものがウールでできるという形になります。

それだけではなく、羊はいろいろなものが使えるわけですね。シープスキン、皆さんもお持ちかもしれませんけれども、私も羊のシープスキンのジャケットを持っていたりしますけれども、軽くて肌触りがよくて、保湿性、透湿性も高くて、すごい着やすいというものがあります。それ以外によく使われるのは、手袋ですね。羊の皮の手袋というのはすごく高級品で有名なわけですけれども、それ以外バッグ、財布、帽子といった様々なお土産だったり、工業製品とか手工業の製品に広げることができるような可能性を秘めているというふうに思っております。

さらに、羊は乳も出します。羊乳といいます。最大で1年間、春に子どもを産むのですけれども、産んでから最大2か月間しか取れないそうです。1日に取れる量は大体400グラムぐらいしかないので、牛と比べると100分の1以下の量でありますけれども、成分表を見ていただくと、羊乳がいかに高タンパク質で高性能なミルクになっているかが分かります。これを使った製品とかというのは、もうかなり今、高級品として使われてます。乳製品となれば、派生製品がたくさん出てくる。シープミルクを使ったバター、チーズ、青カビの一番有名なチーズは羊乳、つまり羊を使ったチーズです。それ以外に、バターだったり、ジェラートだったり、ソフトクリームだったり、ヨーグルトだったり、様々な商品展開が可能だということも、調べてる中で分かってきました。

さらに、羊といえばこれですかね。やっぱりという感じで、ジンギスカンというのがあるわけですけれども、ジンギスカン、マトン。昔の羊が特に臭いということで、マトンの成羊になった羊の肉を味のたれに染み込ませて焼くことによって、臭みを抜きながらという形で、もうどんだんだんだ今、人気が出てきて、水戸にも数店舗ジンギスカン専門店がオープンしたりしてるという状況の中で、かなり人気があるものですが、ラム、マトン、それ以外に羊のラムステーキやグリル、そしてしゃぶしゃぶなんていうものも今できているわけです。羊の肉を使った料理、こういったものも、いろいろなところの商品展開というのは考えられると思います。

これらの製品は、新しい笠間の特産品になり得るポテンシャル、可能性を秘めているのではないかと。笠間の羊を里山保全に貢献すべき環境配慮型ブランドとして位置づけて、高付加価値な特産品を創出すべきだと考えています。道の駅やふるさと納税の返礼品、様々な展開をすることによって、笠間の羊が、笠間の栗は季節商品ではありますけれども、羊の場合には365日、当然出荷することもできます。そういった形で、乳製品、羊肉、ウール製品、そして皮、シープスキン製品、そういったものを笠間の特産品としてやっていくということはいいのかなというふうに思っております。やっぱり道の駅で言ったら、笠間だったらジンギスカンだよねと言ってそこで食べられるとか、やはりそういうふうになるのもいいでしょうし、ラム肉の冷凍したたれがついてるようなものなんか道の駅でそのまま買えて、うちに帰って焼けば食べられるなんていうのもいいのかなというふうに思うわけです。

その道の駅ですが、脈絡はないのですけれどもすみません、持続可能なまちづくりにつなげていくのですけれども、「防災道の駅」に笠間は本年度選定されました。発災時、防災拠点としても機能することが期待されております。しかし、電源喪失その他が起きたときはどうなのだろうということをちょっと考えながら、前回防災の関係の質問したときにも考えておったことなのですけれども、こういった商品を、実は数か月前から半年ぐらい前かな、見つけました。ある会社の商品なのですが、バイオガスを今までやろうとしたりしたところもたくさんあったのですけれども、毎日何十トン、10トン、20トンとかなないとバイオガスを発電するプラントというのはできないのだという常識があったわけですが、あるNTTの関連会社がコンテナを使ったガスプラントというものを造りまして、もう全国で稼働されてるわけなのですけれども。これどんなものかというのと、6メートルの長さで2.5メートルの幅、この中に普通にある貯留槽から何から全部入って、写真でちょっと見ていただくとおり、トラックに乗せて完成品を持ってこることができます。トラックでここまで造ってしまうので、稼働するには、トラックで運んできて、設置して、数日のうちに稼働が始まるというような商品になっておりまして、これを使うことによって、今までは最低でも5トンと言っていたのが、1日1トンあればバイオガスプラントが造れるということが分かったというのがあります。工場で組み立てて、コンテナサイズで完成して、トラックで運び込める、しかも設置稼働の日は数日しかもうかからないという、とてつもなく便利なものだなというふうに思ったわけです。

笠間市の道の駅とかの調理ごみ、あとは残食ですね、そういったものだけでは1トン行くのは難しいかなと思うのですけれども、いろいろなものを集めれば1トンというのはクリアできるのではないかなというふうに思います。例えば、道の駅かさまの調理ごみ、残食などは当然ですが、学校給食、残渣年間50トン、残食のほうで50トンと言っていました。調理ごみはもっとあるという話ですけれども、栗ファクトリーや笠間にある民間の食品工場、スーパーやコンビニ、飲食店そういったところに、まぜものがない、すぐバイオガス

のエネルギーとして使えるような調理ごみや残食などを安価に処理できるという形でやっていけば、バイオガスを使った道の駅というのができるのではないかというふうに思っております。

バイオマスの利用については、発電機をつければ、当然発電できます。ガス給湯器、コージェネレータを使うので、発電と温水器は一体という形になると思うのですけれども、それもできます。さらに、バイオガスはメタンガスですから、これからeメタンというものが出てくる時代になってきた中で、都市ガスというものが、ガスの燃焼器を替えればプロパンガスではなく、都市ガスの調理器具を防災道の駅かさまの調理器で使うこともできるわけです。そうすると、電源喪失のような事態が起こったとしても、全部使えるとは思いませんけれども、最低限の電気、最低限の調理器具、そして温水というものをキープすることもできるという形になっていくと。そういった形をすることによって、災害に強い笠間市というものの実現に近づくのではないかというふうに思うわけです。

サスティナブルガストロノミーの話をしたいのですけれども、持続可能な食文化、食材の生産から消費に至る全過程で環境負荷を減らし、資源を無駄にせず、将来にわたって豊かな食文化を維持、継承していくための考え方や実践ということでございますけれども。羊は今、北海道のある牧場を今注目しているいろいろ調べていたのですけれども、国産の羊は日本国内で全羊の需要の何%あるか。1%満たないのです。その牧場は、処分から全ての部位を分けるところまで一つの牧場でやっていて、ほぼ100%全ての場所が売り切れると。毛も皮もそれ以外の肉の部分、そういったものも完全に売り切れるのだという形でやっております。

私たちの人口密度はちょっと荒くなってきてしまっている笠間市であるからこそ、逆にその部分を生かして、マイナスをプラスに変えられるようなサスティナブルガストロノミーや環境配慮を考えていながら、笠間市として新しい特産物、新しい取組に行っていたきたいというふうに思うわけです。そして、種羊場は、笠間は最適なはずです。ときの政府が日本で5か所とって見つけた、その40ヘクタールにわたって開発をしてやった場所でございます。羊は、衣食住、景観の全てにおいて環境負荷を下げながら貢献できる、非常にサスティナブルな家畜です。単にかわいいというだけではなくて、循環型社会、サーキュラーエコノミーのシンボルとして、市全体をブランディングすることができるのではないかというふうに考えて、今回の質問をさせていただきました。

私は農業従事者でもないですし、ただのコンピューター屋でございました。飲食店もちょっとやったことありますけれども、そういった中で、私のような人間が「やれ」と言われてできるかという、それは難しいのです。でも、民間の方々の様々な知見や事業推進力のある方、そういった人たちにこの一般質問をする中で知っていただくことによって、笠間にはこれだけのポテンシャル、そして宝があるのだということに目を向けていただければというふうに思って、今回一般質問させていただいております。

そこで質問させていただきます。

小項目①この提案を市としてどのように受け止め、その将来性についてどのような御見解をお持ちか伺う。

小項目②本提案の実現に向け、今後、関係部局による将来性やプロジェクトの推進を検討する横断的な検討会議の実施について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

一つのテーマを持ったまちづくりの御提案として、拝聴をさせていただきました。その将来性についての見解という御質問につきまして、答弁をさせていただきます。

本市では、例えば栗、笠間焼をはじめといたしまして、歴史と風土が育んだ地域資源を活用したまちづくりを進めてきているところでございます。

その中で、畜産試験場跡地につきましては、御質問にございましたとおり、県のホームページによれば、大正15年に約40ヘクタールの国立友部種羊場の跡地の払下げを国から茨城県が受け、現在の水戸市から茨城県種畜場を移転し、昭和36年に茨城県畜産試験場として改装されてきたものでございます。この跡地利用に関しましては、笠間市として強く課題として取り組んできていて、現在も進めているところは、この畜産試験場が平成12年に石岡市に移転した後の跡地活用ということになりまして、また同時に、こころの医療センター敷地内にあります旧筑波海軍航空隊の司令部庁舎等の保存活用ということになっておりまして、いわゆるその主要地、御質問にありました、ここの歴史に焦点を当てた取組というものは、これまで行ってはございません。

これにつきましては、私ども笠間市としては、現在まずあるものを活用して、新たな価値を生み出し未来につなげていくということが、政策における基本的な考え方であることに起因するところでもございます。市内に立地する東京大学大学院の附属牧場、こちらにおいては羊も含めた研究などを行われていることは聞き及んでおりますが、現時点では、本日の提案を受け、市の施策として即座に市として取組に着手するという考えはございません。

ただ、その上で、御質問いただいた個別の内容につきまして、若干の答弁をさせていただきます。

まず、ソーラーグレーディングにつきましては、アメリカなどにおきまして遊休地の活用や地域経済の活性化に寄与しているものと認識をしており、またバイオガспラントは設備規模などから、非現実的なものではないと認識しております。また、その他、エコ除草から羊毛、さらには持続可能なまちづくり、こういった御提案について、何がしか強く否定する部分は当然ないところでございます。

その中で、これまでもソーラーグレーディングではございませんが、ヤギと、すみません、羊の比較というのはちょっと行ったことなかったのですが、ヤギの放牧によります

放棄地の管理地の実験、またバイオガスプラントの導入検討などはそれぞれの担当となる産業経済部、環境推進部を中心に行った経緯もありまして、その意義や導入を否定するものではございませんが、他の手法も含めた幅広い検討が進んでいるところであるということをご理解いただきたく、お願いを申し上げます。

総論となりますが、本市が進める施策事業につきましては、目の前の問題、課題に対する解決策の実施を中心としながら、将来につながる取組、さらには町全体を包括した施策など、その階層や規模というものは複数ございます。また、各プロジェクトは、庁内委員会などの会議体の形式、人事発令を伴う担当職員の任命などその形は様々ではございますが、これまでにしても庁内横断の組織化を図りながら取組を進めているところでございます。

今回の御質問は、御通告いただいておりますとおり、歴史的資産を生かした持続可能で変化に強いまちづくりが内容でございます、大きな観点での御質問と受け止めております。この観点では、歴史的な背景を含めたストーリーは重要でありまして、御質問いただいた、例えばシンボルの必要性、そういったところがあると捉えておりますので、市といたしましては、まずは種羊場であったこと、御提案の羊を活用した産業政策、環境施策についても、本日の御提案を受けて、まず勉強をしてまいりたいと考えております。また、今回のテーマに応じた取組を推進しようとする企業の皆様などがいらっしゃる場合は、公民連携推進条例に基づきまして提案を伺ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。2回目の質問、どうぞ。

○4番（鈴木宏治君） 再質問の1回目でもいいですかね。再質問の2回目。

○議長（畑岡洋二君） 全部で3回でございます。

○4番（鈴木宏治君） そうですか、分かりました。

○議長（畑岡洋二君） お願いいたします。

○4番（鈴木宏治君） 1回で二つは、聞けないですかね。いいのですかね。

大丈夫ですね、すみません。再質問をさせていただきます。

今の部長の答弁をいただいて、一つ一ついろいろな形での今まで検討があったという話は、今拝聴しました。でも、一つ一つの事業部単位では実現不可能であるものも、それが横断的な形で、縦割り行政だけではなく、横もつながっていくことによって、それがプラスになっていく可能性というものが当然あると思います。今までも当然、横断的なプロジェクトというのはたくさんやられていたと思うのですけれども、今回は本当に多岐にわたる部署という形にはなると思うのですけれども、そういった中で、できれば、このプロジェクト自体が横断的に人が集まって話し合いをするようなことができるというふうな思いわけです。

先ほど、栗という話が出ましたが、羊の除草は栗、果樹園などの下草処理というのにも使えますし、笠間焼という話が出ましたが、工芸と食という連携させたブランド戦略、笠

間の羊戦略の高付加価値加工品を笠間焼の器とセットで提供する、工芸と食のコラボレーションなんていうことも、観光客にとって笠間市にとって魅力的なものになっていくというふうに思います。

そういった中で、即プロジェクトを立ち上げてくださいとは言いませんが、横断的な形で関係部署を集めて、これから先、複数回、最低でも2回やってもらいたいのですけれども、こういったことに対して話合いの場を持つような、庁内もしくは民間の方を入れていただいてもいいと思うのですけれども、そういったお考えはあるかというのを、政策企画部長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まずは、横断的な組織をつくって検討できないかという御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、例えば国もそうですけれども、女性活躍に資する地方創生の研究会など、これまでもこれからもなのですが、プロジェクトに応じて庁内横断型の組織というものは設置をしております、検討や事業の推進をしているところでございます。その中で、今回の御質問に限ったことではございませんが、全てできればいいのですけれども、笠間市には多くの豊富な地域資源がございます。それを活用した取組につきましては、どうしてもそれを実施するための人であったり、財源であったり、私どもの経営資源は限られてまいります。そういった中で常に直面する問題課題というのは、誰が主体的に取組を行っていくかということに大きな問題が常にあるのが現状でございます。

今回の提案につきましても、具体的に着手をしていく上では、取り組もうとする企業の皆様だったり、もしくは人材というものが必要になってまいりますので、市としては、その内容に応じて取組の是非や濃淡、そういったものを検討していくことが必要だと感じております。そのため、まずは歴史を含めて、今日いただいた内容につきましての勉強を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君、3回目の質問となりますので、聞きたいことがありましたら3回目で全てよろしく申し上げます。

○4番（鈴木宏治君） 3回目の質問をさせていただきます。

今日、私がしたお話は、途中でお話もしましたけれども、私自身、農業従事者でもありませんし、商業的、雇用的な部分において知見がそこまであるわけではございません。そういった中で、ここでこういう発言をすることによって、笠間市全体で持続可能、そして変化に強いようなまちづくりができればいいなというふうに考えて、質問させていただきました。この話を聞いた民間の人や議員やいろいろな方々が、それ面白いよねと思ながらも一つ一つ火がついていったら、すばらしいきっかけになってくれればというふうに思っております。

この全体のことに関して、学校なんかもそうですが、学校で羊を飼うとかそういうこともできますし、アニマルセラピーの問題だったり情操教育だったり、いろいろな形で笠間の子どもたち、そして羊がいるような牧歌的な環境というものはとてもいい感じになるのではないかというふうに思うのですが、この全体について、教育長、市長、一言ずつで結構ですので、この提案についての思いを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

学校飼育の歴史は明治中期からですから100年以上あるのですが、近年、児童生徒のアレルギーの問題であったりとか、それから人と動物の感染症防止のための問題ということで、飼育小屋を今閉鎖している学校がとても多いです。

議員が今御提案なさっている羊につきましては、国が定める飼養衛生管理基準に該当する動物として、伝染性の疾病の発生を予防するために厳格な衛生管理が必要であるということから、学校管理下ではちょっと難しいのではないかと、そのように思っております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君、お願いいたします。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国立の種羊場ですか、そういうことがあったということも、私はちょっと勉強不足でよく存じ上げませんでした。初めて、今回の議員の質問で、そういう歴史的な場所があったのだなというふうなことをちょっと勉強させていただいたところでございます。

歴史的な遺産とか遺構とか、そういうものを生かしていくというのは必要なことだと思っておりますが、例えば筑波空のように指令庁舎が残ってるとかいうことであれば非常に生かしやすい部分があるのですが、土地は今も残ってますが形が残っていないということであって、正直それをどう生かしていくのかというのは非常に難しい問題なのかなというふうには捉えています。

ただ、そういう歴史があったということを多分市民の方も知らない方が多いと思いますし、例えば市の広報で今まで扱ったことも多分私の知る限りではないと思いますので、ちょっと広報で過去の歴史の中でこういうものがあったということは取り上げてみたいと思いますし、そのことで例えば関心を持つ方が出てくれば、それはそれでいろいろな取組に発展することもあるのかなと思いますので、まずはしっかり広報をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 以上で4番鈴木宏治君の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番長谷川愛子君の発言を許可いたします。

〔1番 長谷川愛子君登壇〕

○1番（長谷川愛子君） 1番、政研会の長谷川愛子です。通告に従い、一問一答方式にて質問をいたします。内容は、大項目1、本年の台風15号による豪雨被害について、大項目2、山林における太陽光ソーラーパネルについて、大項目3、台湾事業について、以上、三つの大項目で行います。

近年、異常気象の影響で災害が多発しております。様々な被害がもたらされており、本市におきましても例外ではございません。

それでは早速ですが、ここで大項目1、本年の台風15号による豪雨被害について、お伺いをいたします。

小項目①被害状況をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 1番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

被害状況についてでございますが、今年9月5日に発生しました台風15号の降雨の状況は、笠間市総合運動公園に設置するアメダスの降雨量が150.5ミリメートルで、1時間の最大降雨量は64.5ミリメートルでした。笠間市役所の総降雨量は100ミリメートルで、岩間支所の総降雨量は82ミリメートルでございました。

特に笠間地区の降雨量が多く、笠間地区において多くの被害が発生いたしました。人的な被害の発生はございませんでしたが、降雨によるのり面の崩れなどが大橋、池野辺、片庭地内で発生したほか、河川水位の上昇に伴う護岸の崩れ、笠間支所周辺の道路では広範囲にわたる道路の冠水が発生いたしました。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 1点確認なのですがすけれども、河川の氾濫などは起きていなかったのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 一部、河川の氾濫等はございました。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 人的被害がなかったということが不幸中の幸いであったかなとは思っております。

ではここで、本市としての対応を時系列で状況を聞かせていただいても大丈夫でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 9月5日当日でございますけれども、12時44分に大雨の警報が発令されました。その後、1時2分、洪水警報が発令されまして、その間、涸沼川の間黒川、そして上加賀田の観測所、いわゆるリアルタイムに水位が観測できる施設がございます。そういった状況の中で、まず災害対策の状況といたしまして、12時44分に笠間市災害対策本部を設置しました。こちらは、警戒体制ということで設置させていただきました。12時52分に、消防や支所にて市内の巡回を開始させていただきました。

1時5分に水戸線の運行が停止されまして、先ほど御説明しました涸沼川の間黒川観測所と上加賀田の観測所が、避難判断水域まで上昇いたしました。この結果、3時45分に涸沼川水域の方々に対して避難指示をいたしまして、避難所開設の防災無線も放送させていただきました。市民体育館及び友部小学校の体育館を避難所として開設しました。その後、5時15分に雨のほうは随分収まりましたので、避難所の閉設と避難指示の解除をいたしたところでございます。

失礼しました。5時17分に避難所の閉設ということをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） それでは、こちら確認ですが、避難所、2時間という時間で早急に対応して下さっておりますが、ここで何名ぐらいの方が避難されてきたか、把握されておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちらは、1名でございます。ただ、この方は避難してきたというよりも、避難所が開設されているのかどうかというような確認の意味で来られた方だと認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 周知をしたときに放送を流したと思うのですが、雨がすごく多い中、豪雨の中で放送の音量は聞こえるように、事前からその辺もチェックしながら行っていたのですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防災無線の音量的なものに関しましては、今は最大、デジタル化も進んでまして、しっかりとクリアに、そういった大雨時でもクリアに聞こえるようにというようなものになってございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 様々な行為が日頃から、ほかの議員も一般質問などされておりますが、日頃の危機管理の体制により、早急な対応ができたと思っております。

では続いて、小項目②把握されています被害の件数、それに伴う予算編成をお伺いいた

します。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 把握されている被害件数、それに伴う予算編成との御質問でございますが、豪雨の被害の復旧に係る経費につきましては早急な予算措置が必要であったことから、一般会計補正予算としまして、10月10日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

被害件数は分野ごとに、農業施設は1件、小原地区のため池、不動谷津池の護岸の一部の崩落でございます。公共土木施設は96件、主な内容は河川の護岸、道路ののり面の崩落でございます。次に、観光施設が1件、笠間の家の敷地内ののり面の崩れにより隣接民家の塀が倒壊したもので、復旧工事を行うための設計費用などでございます。3分野での合計は98件で、補正予算額は1億2,200万9,000円でございます。既に7割弱の発注を進めており、速やかな復旧に努めているところでございます。

また、専決処分の際には財源の多くを財政調整基金繰入金としましたが、一部の工事につきましては一般単独災害の起債を活用することといたしましたので、財源組換えの補正予算として本定例会に上程させていただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 当時、ちょうど台風のほうがありましたときに、早急に情報収集のほうも行ってございまして、実際私のほうも農家の人からたくさんお電話あったのですが、そこも農政課のほうも網羅してございまして、情報収集をするのも取組として瞬時にできているなということを感じてございました。

では続いて、小項目③今後も予想される異常気象による対策をお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 今後も予想される異常気象による対策についてでございますけれども、地球温暖化の影響が顕著になり、異常気象が頻発する中で、私たちの日常生活に多大な影響を及ぼしております。

このような状況を受け、災害に対する認識も大きく変わってまいりました。かつては災害はいつどこかで起こると考えられていましたが、現在では災害はいつでもどこでも身近に起こるという意識が広がっております。これを踏まえ、市では異常気象の影響を最小限に抑えるための気象情報、土砂災害警戒情報、河川水域情報などの監視体制を強化し、迅速かつ適切な避難情報を市民に提供してまいりたいと考えております。

また、避難体制の整備も重要です。避難所には必要な資材を引き続き整備しながら、万全の避難体制を構築してまいります。

また、市民への防災啓発に関しましては、今年5月に全戸配布させていただきました「防災のしおり」の活用を呼びかけ、自主防災組織や地域での防災訓練、防災講座を通じ

て、地域の災害リスクへの啓発を進めてまいりたいと考えております。また、災害に備え、市民の皆様には3日分の水、食料の備蓄や懐中電灯、薬、生活用品を事前に用意し、必要なときに持ち出せるよう準備をお願いするものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 再度確認をさせていただきますが、災害の監視体制、またそれに伴いまして、避難所の情報、避難の情報をいち早く伝えるとおっしゃっていましたが、その内容について細かくどのようなことがあるのか、具体的な例で教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） まず、情報なのですが、様々なメディアといいますか、活用をしております。まず、防災無線をはじめとして、また「かさめ〜る」ですね、あとヤフーの防災情報など様々な手段を用いて、皆様に情報を提供していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 今のトピックは全て御高齢の方にはちょっと不向きかなと思うのですが、御高齢の方が一番危ないと感じますが、その辺のところは本市としてどのような対応をしているのか、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 市のほうとしては、最大限の情報を、まずいろいろな形を使って情報を提供していきたいと考えております。

そういった中で、先ほどの高齢者の方につきましてはなかなか届かないというようなお話だったかと思うのですが、そういった中で、地区の自主防災組織、または行政区、そういった方からの周りの共助の部分、そういった形で、地域住民の方に誰にも届くような体制をしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） ありがとうございます。安心しました。

また、3日間の貯蓄ですかね。食べ物等、そちらのほうをしっかりと用意しとくようにということで周知のほう行っていると思いますが、こういった形で皆さんに伝えているのか、確認をさせてください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） ちょっと先ほどの答弁と繰り返してしまいますけれども、5月に全戸配布しました「防災のしおり」に、必要な備蓄、そういったものがどのくらい用意したほうがいいのかというのを示してございます。

これらをしっかりと見ていただいて準備していただくということが重要だと思っておりますが、やはりこれをしっかりと市のほうでもこの「防災のしおり」を有効活用していただきたいということをしっかりと啓発していくということで、しっかりと市民の方には準備していただければというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 「防災のしおり」のほうですね、御高齢の方が1人で住んでいる方のところに御挨拶に行ったときにも、ちょうどおうちの玄関のところに貼ってあったりとかという例も見ておりますので、ぜひもっと、そちらのほうがすごく今回、昨年あたりですかね、頂いたものがさらに進化していて見やすくなっておると私は思いましたので、そちらのほうを皆さんに周知していただければと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

お話でもいただきましたように、災害はいつでもどこでも起きるという言葉、私も同感でございます。今後も早急な対応をしていただきますようお願いを申し上げまして、大項目1のほうを終了とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、大項目2、山林における太陽光ソーラーパネルについて、お伺いをさせていただきます。

山に囲まれております本市では、里山の癒される景色を求め移住される方々がいらっしやいます。私も、里山の景色を後世に残せる地域であってほしいと常に願っております。また一方、国では2030年度温室効果ガス削減目標の達成のため、太陽光発電が導入されています。様々な必要性、そして近年では設置用パネルが本当に超薄く、そして軽くと、かなり進化が急速しております。

しかし、日本で太陽光設置から約30年を迎えております。私個人の意見としては、建物の上に、屋根等に設置するのは賛成ですが、今回テーマでございます山林においては、今後の異常気象、そして自然破壊を考えると、イノシシや熊、猛獣達の増加、そして必ず訪れる太陽光撤去処分の問題、様々な不安が募っております。笠間の里山は、このままでは持続可能であるのかと伺いたく、質問をさせていただきます。

それでは初めに、平成28年、条例を制定、小項目①笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境の調和に関する条例について。

初めに、条例の制定理由、当初の状況を詳しくお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 1番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例についての御質問でございますが、当条例は、国の再生可能エネルギー推進政策の影響等もあり全国的に増加傾向にあった太陽光発電設備設置事業に対し、周辺住環境との調和が保たれることなどを目的とし、平成28年に茨城県内初の太陽光条例として制定したものでございます。主な内容としましては、事業施行前の市との協議や行政区及び近隣関係者に対する説明会実施を義務づけたものとなっております。また、令和5年、令和6年には条例の一部改正を行い、対象となる面積要件の変更や地元行政区との協定締結を義務づけるなど、手続の強化を行ってまいりました。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 平成28年に設置をいたしましたのは、県内におきましてはいち早くということで分かりました。

また今、御答弁はいただきましたが、具体的に令和5年に条例の改正、改定につきましての内容を、再度聞かせてください。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） お答えします。

令和5年の主な改正内容としましては、条例の対象としておりました事業の面積要件を、1万平方メートル超から3,000平方メートル以上へと改正したものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） こちらは、国では1ヘクタールを5,000平方メートルで定めていたと思うのですが、そこを本市は3,000平方メートルという形なので、私は畑をやっている人なので、3反歩という感じですごいイメージがつきやすく、努力されているなど感じました。

そして続いて、同様に令和6年度につきまして、令和6年の改正について聞かせてください。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） お答えします。

令和6年の改正内容としましては、1万平方メートル以上の森林伐採を伴う事業について、環境調査の実施及び調査報告書提出の義務、事業者と事業区域に当たる行政区との事業に伴う良好な住環境への配慮や災害時などの対応等について規定する協定締結の義務づけ、設備完成後から発電期間が終了するまでの間、事業区域内の防災施設等の維持管理状況に関する市への定期報告の義務づけが主な内容となっております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 主なところが三つということで御説明をいただきました。

まず、伐採におきましての環境調査を義務づけるということなのですが、もちろんのこと、こちら環境調査、こちらは専門の方がどのような感じで行っているのかお分かりでしたら、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） お答えします。

環境調査の報告は、太陽光発電事業を実施しようとする事業者が行うこととなります。実務的には、環境アセスメントなどの環境に関する資格者を有し、調査、予測、評価を確実に履行できる業者が事業者から委託を受け、調査を行うものとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） こちらは、私は問題だと思っております、法律どおりにのっと

ってるのは重々何度も確認したのですけれども、こちらは太陽光のほうが1回設置してから耐用年数のほうを終えて使い終わってからも、さらに部品を替えて修繕しながら、まず使えるという捉え方を私はしております。そして、そうすると大体20年以上ではなく、30年とかもしくはそれ以上使うかもということなののですけれども、現行のルールだと、確か1回調査をすると、その後再度調査をするということが環境においてないかと思っておりますが、その辺につきましてはお分かりですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） お答えします。

再度調査は、行っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） こちらも法律どおり、やっぱりおっしゃっているように、再度調査はなく、現行のルールですと1回目の検査のときに20年から30年間の環境を調査するという形になってたので、実際行政として間違ったことはやっていないなと思っているのですが、30年後自然というのは変わっておりますので、何とか笠間市の独自のルールができないかなということを強く要望させていただきます。

そして、二つ目の変更点であります、地域と事業者間の協定を結ぶということで、しっかりと行っているのは重々承知しているのですが、こちらも1回協定を結んでからは、その後10年たっても15年たっても20年たっても、もう1回近隣の皆様と議論することはないというふうに認識しているのですけれども、確か現行のルールだとそうなのですから、その点は間違いございませんか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そちらの地元説明会も、行っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 一応今回この一般質問をする際に、他市町村の条例につきましてもばあっと一回りは見させていただいたのですけれども、実際、笠間市はこのような形で年々変化してきますので、実際太陽光の人数とかが減っているということは事前にお話のほうをいただいておりますが、ここも10年ぐらいのスパンで行政の皆さんで、行政区同士で意見を取り交わさないと、世代自体が変わっていきるので、そのときに山林の太陽光が今後撤去するとき、排除するときはどうするのだというところの問題とか、意見すらすく上げるということができないと思いますので、1回だけではなく、本市独自のルールでということをお願いしてお伝えをさせていただきます。

そして、工事完了後の定期的な維持管理の情報報告を行っております、笠間市は。こちらなのですから、こちらも5月31日まで締めになっていて、年に1回お写真を撮って、そして市に提出するでまず間違いありませんよね。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） これは、行政側のほうの事務的なお話になると思うのですけれども、3月31日から5月31日というのはまだ草木は伸びていないのですよ。本当に1年に1回、これを維持管理としてやりたいのだと思うのでしたら、せめて6月から10月にさせていただくと、1回写真を撮るために草木を整理すると思いますので、そういった感じで、ちょっと行政側のルールも鑑みながら検討していただきたいと思いますが、その点につきましてどうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 今、議員おっしゃっていただいた提案について、今後ちょっと内部で検討しながら進めたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 笠間市におきましては、里山としてこのふるさとを守ろうという感じで、年々改正をしていただいているなということを前提として感謝を申し上げた上で、さらなる検討をしていただきますようお願いを申し上げます。

それでは続きまして、小項目②本市において最初の山林設置箇所はいつですか、また今年度までの山林への設置数と総面積をお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 1番長谷川議員の質問にお答えします。

本市において最初の山林設置箇所はいつですかとの御質問でございますが、森林法に基づき、森林の伐採時に林地開発許可申請や伐採届の手续が必要となる地域森林計画対象民有林において、電力会社が一定価格で電気を買取することを定めた固定買取制度、いわゆるFIT法が施行された年である平成24年11月に伐採届が旧岩間地区で提出されたのが、本市の最初でございます。

また、今年度までの山林への設置数と総面積についてでございますが、本市の申請届出件数で申し上げますと、件数が148件、面積が340ヘクタールとなり、内訳といたしましては、林地開発許可申請が11件、面積が291ヘクタール。伐採届につきましては137件、面積が49ヘクタールとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 部長、申し訳ありません。数字のほうをもう1回お願いいたします、山林のみで。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 再度お答えします。

山林の設置数と総面積についてでございますが、件数として148件、面積が340ヘクタールとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） まさかですが、一番初めのところなどは分からないですかね。大体何年前かというのと、やっぱり平成24年、こちらになるのかなと思いますが、間違いありませんか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 最初の届出があったものにつきましては、平成24年11月に旧岩間地区で伐採届が提出されたのが、本市の最初でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 現在もそこは稼働されているのか、ちょっとすみません、確認します。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現在も稼働中でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） では、そもそもこちら立地開発許可制度というもののにのっとって行っているということですが、こちら許可をするまでの手続について、大枠でいいので教えていただければと思います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 林地開発につきましては、先ほども答弁したとおり、林地開発に当たる部分と伐採届という2種類のものになります。

伐採届につきましては、0.5ヘクタール未満のところでは届出を市のほうにさせていただいてやっておくというのが基本でございます。林地開発になりますと、0.5ヘクタールを超える地域対象民有林につきましては森林法の法律に基づく申請をしていただくという行為の2種類となっております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） では、説明をいただきましたところで、こちら許可の権限を持っているのはどこになりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 許可の権限につきましては、伐採届につきましては、以前より笠間市が届出を受理するという形になっております。

ただ、開発行為、林地開発行為につきましては、本来茨城県が許認可を持っている、許可権を持っているところではございますが、我々平成24年から森林法の中に、当時太陽光発電施設という概念がちょっとあまりない状態で様々なトラブルが発生したことから、茨城県農林水産部の林政課のほうに職員を派遣し、森林の勉強、専門知識が非常に重要となってくることから研修をさせまして、平成30年4月1日に茨城県からの森林法の開発に関わる権限移譲を受けているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） とても分かりやすく、ありがとうございます。初めて聞けた情報でしたので、勉強になりました。

では、こちらのほうも、こちらにおいての変更があったことについては、しっかりと書面のほうでいただいておりますので、重々承知しておりますが、こちらもやはり国の法律におきますと、20年から30年間をめどとしてやっているの、途中経過というのを確認するシステム自体がないので、できればここも検討だけで結構ですので、今後そういったことを議論、調査をしていただければなと思っておりますので、要望としてお伝えをさせていただきます。

では続いて、設置後に起きた災害があると私のほうは認識をしております。

小項目③設置後に起きた災害について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 設置後に起きた災害がありますかとの御質問でございますが、この設置後をとるところを林地開発の完了検査の終了後として答弁させていただきますと、林地開発許可及び伐採届を受けた太陽光発電設備の設置に関しては、設置工事の完了後、開発行為の完了後、災害が発生したという報告は受けておりません。

しかしながら、造成工事中、過去には台風の影響により農地や道路に土砂が流れ込み、道路通行止めになった地区が何件かございまして、開発の工事中の事故はあったけれども、完了検査後は災害は起きていないというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 火災などもあったと認識しておりますが、どうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 火災についてでございますが、火災につきましては、令和6年3月に太陽光の発電施設の敷地2,000平米が焼失するという事案は確認しております。

ただ、これ開発行為が原因ではなく、施設内の銅線のケーブルが盗難されたことにより漏電が起こったということなので、施設の面的整備に起因する火災ではないというふうな認識をしております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 確かに、火災におきましてはちょうど消防やった方々からも何度もお話を聞くのですけれども、そもそもケーブル盗むほうが問題なので、本市にそこにつきましてはどうかなどは思いますが、お伺いをさせていただきました。御答弁のほうをいただきまして、ありがとうございます。

では今後訪れる、小項目④撤去処分に関しまして本市の役割等につきまして、お伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 撤去処分に関して本市の役割との御質問でございますが、まず撤去については、国の固定価格買取制度、いわゆるFIT制度において認定を受けた太陽光発電設備につきましては、その廃棄費用等の積立てが義務づけされております。事業終了後は、事業者の責任において撤去処分が行われるものとなります。

また、撤去に関しては、本市の太陽光条例におきましても、発電事業が終了したときは速やかに原状回復等に努めなければならないとしていることから、事業終了後の速やかな設備撤去及び原状回復等も事業者に求めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 現状の法律ですと、もはや撤去をいつするか、処分をいつするかは分からない状態だと思うのですけれども、こちら間違いございませんか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） また、再度確認のところがあるかと思いますが、処分についてはもう一度お伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） ここで大貫千尋君が退席いたしました。

都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） お答えします。

処分に関しては、撤去と同様に、事業者の責任において、法律に基づき適正な処分が行われるものとなりますが、近年では国においてパネルのリサイクル推進に関する議論を進めているところでもございますので、国の方針を踏まえ、本市としましても必要な手続を検討してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 撤去と処分につきましては、そもそも、もはやいつ撤去するかというのが分からない段階ではありますので、先ほど前段でお話をさせていただいたような形で、途中経過をチェックするという仕組みをしっかりと強化することを求めさせていただきまして、次の質問へと進めさせていただきたいと思っております。

では続いて、大項目3、台湾事業について、お伺いをさせていただきたいと思っております。

ここ数年は、茨城県も県内市町村でも盛んな交流が伺えると感じております。本市はさらなるステージ転換期を迎えていると考えております。そこで、これまでの台湾、インバウンドの促進のための事業の取組を聞かせていただきたいと思います。

小項目①インバウンドについて、お尋ねいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） インバウンドについてとの御質問でございますが、本市

では、平成30年8月23日に笠間台湾交流事務所を台北市に開設し、台湾からの観光客増加を目指すことを主な目的として、インバウンド誘客を推進しております。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響で人の往来が制限された期間には、主にオンラインでの交流を行うことにより、関係性を深めてまいりました。令和4年11月の渡航解禁後は、台湾内の旅行博でのプロモーションや、台湾旅行会社の日本代理店への営業をきっかけとして現地旅行会社へ直接営業するなど、誘客推進を継続的に行っております。

現在も、台湾現地商談会や旅行博等への参加、台北市の士林官邸で開催される菊展へ笠間台湾交流事務所と連携し、笠間ブースを出展し、プロモーションを実施しているところでございます。また、台湾農糧署や台湾ゴルフ協会など各団体との密接な交流をはじめ、地方創生関係者の視察受入れ、台北市政府との人事交流を図るなど積極的に取組をしたことも一助となり、台湾からの笠間市に対する来訪者は増えているという状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 着実に様々な取組をやっていただいていると感じておりますが、現在、現場におきましてどのような問題点があるか、認識されておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） インバウンドに関しての問題というか、課題につきましては、一つは実際に何人いらっしゃるかというのを正確に把握できないというところがございます。これにおきましては、茨城県についても日帰りを含めた観光入込客数まで把握することが困難であることから、外国人の宿泊者数のみの公表となっております。本市においても、同様に正確な数字は把握できない状況となっております。

また、受入れに対して、キャッシュレス決済につきまして、笠間工芸の丘をはじめとして対応できる施設などは一部ございますが、まだまだ足りていないという状況でございますので、やはり外国人のお客様ほとんどの方がキャッシュレス決済でございますので、それを推進していくということが問題、課題となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 大きな二つ、とても分かりやすかったです。人数が把握できない、まさにこの事業ならではのなということを感じております。

また、キャッシュレスにおきましては、日本全国という規模の話もなってくると思いますので、問題点をまずしっかり今みたいな形で提示していただいているので、そこに向けた取組がアプローチできるのかなと思っております。

では続いて、小項目②地場産品（栗ペースト）の輸出についての進捗をお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 地場産品（栗ペースト）の輸出についての進捗についてでございますが、令和4年2月に台湾の茨城県産食材の輸入規制緩和、これ東日本大震災

絡みのものですね、栗の輸出を開始いたしました。現地のホテルや菓子店などでスイーツとして販売され、茨城県が実施した大規模イベントなどでも使用されるなど、笠間の栗の台湾への販路拡大を進めてきたところでございます。

現在は、農政課栗ブランド戦略室、笠間台湾交流事務所、茨城県、市内事業者が連携をいたしまして、本年11月でございますが、日系の菓子店から笠間の栗のシュークリームが発売され、ホテルにおきましてはモンブランで販売されるなど、台湾における栗の販路拡大の取組は現在も鋭意継続しているところでございます。

また、市内学校給食において台湾バナナなどの提供による交流を契機に、台湾の学校給食への笠間の栗の提供を目指してまいりましたが、台湾の各自治体における条例の規定により、令和6年度までは提供が難しい状況でございました。笠間台湾交流事務所と連携し協議を進めてきた結果、日本と台湾で献立を交換する交流給食の一環ならば提供できるという調整が整いまして、本年11月6日に岩間第一小学校と台北市の興雅小学校で行われた交流給食において、台湾の小学生に対し栗の渋皮煮を提供することが実現したところでございます。

これまで取り組んできた中では、通常の出荷の際に必要な検査のほか、特に茨城県では放射性物質の検査が必要とされていたことが障害となっておりましたが、先般11月21日付で放射性物質検査を不要とする規制撤廃が公表され、輸出の手続きが簡素化されました。このことにより台湾向けの輸出の拡大が今後も見込まれることから、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、参考なのですが、これまでに台湾に向けて栗のペーストが約2,700キログラム、甘露煮が23キログラム、渋皮煮が36キログラム輸出されておりますが、今の段階で、ペーストのほかにもすぐ使用できる甘露煮、渋皮煮の需要が高まっていることが、現在我々として承知しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 渋皮煮のほうは、あちらの文化でもともとあった食材なのでしょうか。レシピとしては。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 甘露煮、渋皮煮というのは向こうでもございましたが、台湾自体が栗の生産がものすごく少ない地域でございますので、ほかの国から輸入をして使っていたという。あとは、そもそも栗を食べるという文化があまりないところだったので、それは我々としては、ゼロベースとして食い込んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） また、先ほどお話がございました、献立の交流給食につきましてはどのような内容であるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 日本側では台湾の、いわゆるルーローハンとかというところ、台湾のメニューの給食を実施いたしまして、台湾側では日本の栄養士が考えた日本の給食のメニューが提供され、その中に栗の渋皮煮が今回初めて台湾の小学生に対して提供されたというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 初めてお話を聞かせていただいて、ようやく分かりました。学校給食に出しているとお話はいただいていたのですが、どのような形で具体的にやっているのかが把握できなかったのが、今回とても勉強になりました。来年そしてその後も続きますよう、私どももしっかりと支えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

それでは続きまして、小項目③台湾派遣事業について、お伺いをさせていただきます。

3年前から始まりました高校生、中学生派遣事業の目的を、それぞれお伺いをさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 1番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高校生台湾留学事業でございますが、語学力向上及び国際体験を通じた国際理解、知識の拡大など、生徒の能力と可能性を広げ、国境を越えた幅広い人的ネットワークの形成につなげることが目的でございます。概要でございますが、市内三つの高校から各1名、計3名の生徒が13泊14日の期間、銘傳大学に短期留学し、語学学習を行います。休日は観光などで台湾文化に触れる機会となっております。

次に、中学生台湾派遣事業でございますが、台湾の学生との交流のほか、異文化や台湾の最先端技術等に直接触れることを通して国際的視野を広げ、幅広い知識と柔軟な考え方を身につけることが目的でございます。概要でございますが、市内の中学2年生及び義務教育学校の8年生の中から各2名、計12名を3泊4日の日程で派遣し、現地中学生や大学生との交流のほか、観光ではあまり訪れることのない国立台湾科学教育館など公的機関や企業の視察研修なども行います。

いずれの事業も、将来の笠間を担う子どもたちの大きな財産になるものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 概要と目的のほうを聞かせていただきました。

では、ここで確認をさせていただきます。選出方法のほうは、高校生3名ですね、トータル。そして、中学生のほうは12名ということで、どのような形かお伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 生徒たちの選出方法でございますが、各学校において、生徒

への公募や生徒会役員からの希望により選出している状況でございます。参加する生徒の資格条件などは、高校生は英検3級相当以上としておりますが、中学生においては条件を設けておりません。

限られた定員の中で、希望者が多数の場合の選出はどうしても順位づけが必要となっておりますので、学校では複数の教諭を審査委員として希望者によるプレゼンテーションを実施し、その内容や熱意を厳正に評価して決定している状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 私は今回この質問をするに当たって、まさにここをすごく気にしておりまして、高校生は13泊ありますので、適度な経験ができないと問題だなというのは重々承知しておりました。そして、中学生におきましては、やはり英語がしゃべられなくても、せつかくの機会なので体験したいという情熱のある方はいらっしゃるもので、せめて情熱を訴えて、その中でプレゼンという形で今どきらしく、そして先生たちがどうしても評価するようにはなってしまうが、そこまでできるところでようやく公平性というところになるのかなと思っておりまして、家庭環境とか関係なくこのような形で本市で取り組んでいただいているということに、とても感謝を申し上げます。

ではここで、例えば短い期間だったら別ですが、高校生になりますと連泊になりますので、国外での海外でのトラブルなど何かございましたか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） トラブルに関しましては、特に聞いておりません。

現地の台湾交流事務所の職員なども要所要所で同伴しますので、その辺のところは心配していないというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） 現地の方がくっついているということで安心ではあるかと思いますが、ここはもう一つだけ、申し訳ないのですけれども、トラブルがないということはまずないと思うので、トラブルがここまで届いていないというのが事実であって、その前に対応していますという御答弁だったと私は取らせていただきたいと思います。

では、今回3年目を迎えたということなのですけれども、過去2年間の成果と課題についてお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 参加した生徒から提出していただくレポートがございまして、こちらでは、英語での実践的なコミュニケーション力の大切さに気づいたことや、異文化理解が向上し国際的な視野を広げる貴重な経験が得られたという報告が数多くございます。このことから、本事業は参加者の今後の学習意欲を高め、グローバル社会で活躍する人材の育成に寄与するものであり、また感受性豊かな年齢である生徒たちの将来にわたり記憶に残る体験こそが成果の一つと考えております。

一方で、参加人数の増員希望などもある中、今後も事業を継続させるための財源確保が課題であると捉えております。

○議長（畑岡洋二君） 長谷川愛子君。

○1番（長谷川愛子君） そうですね。まさに、財源確保が大変なのだろうなと思っておりますが、ぜひお話の、御答弁いただいたように、感受性が豊かなその時期にしっかりと記憶に残るような事業を、今後も進めていただきたいと思います。そして、市議会議員の立場になりますので、予算が取れるよう、御提案いただいたときにはしっかりとサポートできればと思っております。

これから、お話にもあったようなグローバル社会に対応できる人材の育成、中学生から海外と交流は、とてもよい取組と考えております。また、今後も、学校との連携を密に進めていただきたいと思いますと思っております。

結びといたしまして、冒頭でもお伝えをさせていただきました台湾の事業の内容や、そして台湾事務所のこれからの在り方、見直しをすることで、さらなる事業の充実を期待して、私の一般質問を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 1番長谷川愛子君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前 11時44分休憩

午後 零時59分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長から許可を受けまして、一問一答方式で質問をいたします。

今後も児童生徒数の減少が予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持向上の観点を踏まえ、最適な学校教育の在り方や学校規模を検討することが求められるとして、2024年6月に教育委員会が笠間市立小中学校学区審議会会長に笠間市立小中学校の学区についての諮問を行いました。それに応えて、今年、2025年3月に学区審議会から教育委員会に答申がありました。今後、笠間市がどのような学校をつくるのか、子どもたちの育ちに影響を与えることとなります。次代を担う子どもたちがよりよい環境で伸び伸びと学び育つことができる教育環境をつくることのできるようにするため、質問をいたします。

大項目1、第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画について。

小項目①小規模特認校について。

第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画の最終答申が出されました。それに沿って計画が検討されていると思われませんが、最終答申で示された小規模特認校の概要につ

いて、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

小規模特認校の制度でございますが、小規模特認校とは特定の教育方針や教育課程を持つ学校で、通常の公立学校とは異なる形態で運営される学校を指します。特徴としましては、地域の特性やニーズに応じた教育を提供することを目的とした学校であり、授業は少人数制のクラス編成や柔軟なカリキュラムで実施され、通学は市が定める通学区域にかかわらず市内全域から通学することが可能となります。

市内では、平成29年にみなみ学園義務教育学校を、ICT教育を特徴とした小規模特認校として指定しております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 小規模特認校は児童生徒の通学区域と通学区域以外からも希望すれば通うことができるようになり、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導や特色ある教育を受けることが特徴となっている等の説明があったと受け止めております。

それでは、小規模特認校に関しまして、複式学級のない1学年1学級が成立する最少の児童生徒数は何人か。また、複式学級となる最多の児童生徒数は何人か、それぞれお伺いします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 複式学級にならない最少の人数及び複式学級の1学級の最多の児童数をお答えいたします。

まず、複式学級は、茨城県が定める学級編制基準で定められておりまして、連続する二つの学年の合計人数で判断いたします。まず、複式学級とならない最少の児童生徒数は、小学校においては、1年生を含む場合は2学年合わせて9人、2年生以上は17人。中学校においては、2学年合わせて9人となります。

このことから、複式学級となった場合の最多の児童生徒数は、小学校においては、1年生を含む場合は1学級8人、2年生以上が1学級16人。中学校においては1学級8人となります。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。小規模特認校が成立する人数などについてお伺いいたしました。

それでは、小規模特認校の設立、これに関して、法令や規則や制度で、市内で何校までしかつくりできないとか、そういう制度上の縛りはございますか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 制度上の縛りはございません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 制度上の縛りはないということで、市の方針によってはそれをつくることができると、また人数要件を満たせばということだと思います。

それでは次に、第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画の適正配置基準というのは、どのようになっていますか。また、小規模特認校に対する位置づけは、どのような位置づけとしていますか。簡潔にお答えいただければ幸いです。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 石井議員、これまだ小項目①でよろしいのですか。小項目②に入るのですか。

○14番（石井 栄君） 小項目①の中です。

○議長（畑岡洋二君） では、教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 市の基本計画における適正規模・適正配置の基本方針でございますが、国の指針を基に市が独自に基準を設けており、まず適正規模の基準でございますが、小学校は1学年2学級から3学級とし、1学級当たりの児童数は最大30人で、平均24人程度。中学校は1学年3学級以上とし、1学級当たりの生徒数は最大35人で、平均30人程度という基準を望ましい学校規模としております。

次に、その学校が適正に配置されているかという適正配置の基準は、地理的条件や児童生徒数の将来推計を考慮した上で、小学校は新入児童数が18人を下回り、かつそれ以降の年度も18人に達しないと判断される場合、また中学校は全ての学年で単学級となり、かつそれ以降の年度も単学級の状態が続くものと判断される場合としております。

また、基本計画における小規模特認校の指定は、計画の中の見直し方法の一つで、通学区の見直しや学校の統合、小中一貫教育の導入といった方法が困難な場合の見直し方法でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。第2期笠間市立学校適正規模・適正配置基本計画の中で、小規模特認校の設立についてもきちんと位置づけられているということが分かった次第です。

それでは、小項目②、この答申に関しまして、岩間中と岩間第一小、第二小、第三小の適正規模・適正配置計画については、どのような内容で答申されたのでしょうか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 学区審議会からの答申内容をお答えいたします。

学区審議会は、大学教授を会長として、市議会から推薦いただいた議員及び区長会代表、将来入学する保育園、幼稚園などのPTA代表と小中学校のPTAの代表など30名で構成され、約1年間9回にわたり審議いただきました。

その学区審議会からの答申においては、岩間第一小学校、岩間第二小学校、岩間第三小学校を岩間中学校に統合し、一つの義務教育学校とすることが望ましいとされております。

現在、この答申を受けまして、実施計画案の策定に向け、庁内の組織を横断した協議を進めておりまして、今後実施計画の決定までには、計画案について地域住民との意見交換会やパブリック・コメントなどを実施してまいります。その内容について広く周知を行うとともに、適宜議会へ報告をさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、答申を受けて、進捗状況についても若干触れられました。現在、その進捗状況がどういうふうになっているのかでありますけれども、この前と違いますか、4月21日の全協資料では今後のスケジュール予定というところで、5月に適正配置実施計画の素案を策定し、6月に素案に関する庁内協議、実施計画への議会の報告、8月には実施計画を基に地域との意見交換会の実施、それから意見を受けて実施計画の修正ということが9月、10月にわたってスケジュールが立てられていましたけれども、今のお話ですと、答申を受けて適正配置実施計画素案の策定までには至っていないということによろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、現在、様々な角度から総合的に計画を検討を重ねているということだと思うのですが、現時点で決定というまでではないけれども、こういうふうにしたいという枠組みが計画案の中で決まっているのではないかなと思うのですが、その辺の進捗状況はいかがなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現在、協議中でございますので、ここで答弁できるものは現在ございません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、答申では、岩間地区は義務教育学校をつくる。それで、岩間中学校を中心に岩間第一から第三の小学校を一つにまとめて、小学校と中学校の義務教育学校をつくるということは、そういう方向で進めているが、それ以上の詳しいことは決まってないというふうに解釈したのですが、そういうことはどうなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 先ほど御質問いただいた内容は、あくまで答申の内容でございます。その答申を受けて、現在、協議を開始しているというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 予定からいうと少し計画が遅れているわけで、慎重に検討しているのかなというふうに推測はされるのですが、予定からこう見てみますと、何か月か、大幅にか少しか分かりませんが、遅れている。何が問題になって、どういう問題を

解決するために議論してるのかということについてはお答えいただくのが、今後の計画立案にとっては必要だと思うのですが、その辺についてはどのようになっているか、お答えをいただきたいです。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 答弁繰り返しになり申し訳ございませんが、現在答弁できるものはございません。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今言いましたように、やはり素案であっても、一つの結論を持って、市民に、それから議会に示して、こういうところが問題なのでどうしたらいいか今、検討中だということを市民に明らかにして、市民からも知恵を集めて、議会からも知恵を集めて、よりよい学校につくっていく、そういう方向性が非常に望ましいのではないかなというふうに思うのですけれども。決まっていないということでこれ以上答えることはできないと言っているのです、このまま何回も繰り返していてもしょうがないので、私はそのことを強く思っております。

それで、私は先ほどの答弁から、小規模特認校にすれば、岩間一小、二小、三小は、学年1クラスの編成は可能であると。それから、一番児童数の少ない岩間二小も令和16年まで複式学級なしで存続が可能となるということ、学務課の資料でその可能性を確認したというふうに思っております。私は、一つの小学校に三つを、三つの小学校を一つの小学校に統合するのではなく、それぞれを小規模特認校として少人数学校のよさを生かして存続させることで、その学校が果たす役割を果たすことができると考えています。基礎学力をつけ、協力、協働、信頼と友情を誓い、自信を持って学校生活を送ることができるように、きめ細かな指導が届く。学校教育は過度な競争にさらされることなく、少人数の学校で自己肯定感、自立心を養う、しっかりとした教育ができると私は考えておりますし、広く識者からもそのような話を伺っております。少人数学級での教育を行う、よいチャンスとも言えます。

重ねて聞きますが、このような提案について、執行部はどのような評価をすることができるのか、もう一度見解をお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 議員の御意見はお伺いいたしましたが、計画案の策定を進めてまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 見解も示されないというのは、大変残念だなと思います。

この検討過程を明らかにすれば、市民も地元も加わった議論、検討が前進すると思います。先ほど言いましたように、何が問題となっていて問題解決のための検討を行っているのかなど、検討過程の内容も明らかにして市民と一緒に考えることが、よりよい学校づく

りに必要だと考えます。方針決定までのプロセスもすごく大事だというふうに考えております。

先ほど、法令上、規則上、制度上も小規模特認校の設立を限定する、そういうことはないということですので、これは市の教育に対する考え方、これが大きく作用してくるものと思います。よく検討しまして、素案ができた際にはよりよく住民の意見を聞いて必要な修正を行うなど、住民、行政、議会の意見を循環型で聞き、その中で計画の修正を図るなど、よりよい学校づくりに向けて力を合わせていけるようにすることを強く求めていきたいと思っております。

それでは、大項目2、有機フッ素化合物PFASの市内環境への影響と対策についてに移ります。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、POPs条約が2001年に採択され、現在、残留性有機汚染物質POPsから人の健康、環境を保護することを目的とした条約として、DDT、PCBなど多くの物質が規制対象として挙げられております。近年、有機フッ素化合物PFASが問題になっており、その中の2種類PFOS、PFOAが測定対象とされ、厳しく製造、使用、輸入が禁止されております。

さらに、今年7月22日、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）が化審法の第一種特定化学物質に認定され、製造・輸入、その使用を禁止することが適当となったとの報道に接しました。これについては、3省（厚労省、経済産業省、環境省）が取扱いを議論しているということであり、PFASは、泡消火剤や撥水性衣料品などや半導体製造事業に深く関わっているとされております。

小項目①有機フッ素化合物と市内半導体関連事業所での使用に関連して、有機フッ素化合物PFASの性質と環境、人体への影響と、市内にある半導体関連事業所でのPFASの使用の有無について、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 14番石井議員の御質問にお答えします。

有機フッ素化合物と市内半導体関連事業所での使用についてとの御質問でございますが、有機フッ素化合物としまして、PFOSとPFOAにつきましては昨年の第3回定例会の一般質問の際に上下水道部長が詳細に答弁させていただいておりますため簡潔に申し上げさせていただきますと、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息、生育に影響を及ぼす可能性があり、先ほど議員言われたストックホルム条約において、2004年に廃絶等の対象とすることが規定されておるものでございます。

また、市内の半導体関連事業所での有機フッ素化合物についてでございますが、これも議員が先ほど御説明いただきましたように、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、化審法によって、有機フッ素化合物の中でPFOS、PFOA、またPFHxSと関連する2種類の物質が第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入及び使用が禁止さ

れていることから、市内事業所においては使用されていないと認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、今、使用されていないと認識していますというお答えがありましたが、これに関連して、市内の半導体関連事業以外の事業者でのPFASの使用があるのかどうか調べているのか、それについてお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） これまでもPFOS、PFOAの使用状況について確認できるかというようなことで答弁させていただきますと、こちらにつきましては、茨城県にも確認したところがございますが、過去のPFOS、PFOAの使用状況を確認する手段がないということで、県のほう確認してございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 有機フッ素化合物PFASには3種類や4種類ではなくて、1万種類以上の個別の物質があると言われておりまして、一説によりますと1万2,000種類以上だという説もありまして、そのうちの何種類かが今、特に問題になっているということなのですよね。

PFOS、PFOAの2種類の物質が製造、使用禁止となり、新たにPFヘキサンスルホニックアシッドですね、ペルフルオロヘキサンスルホン酸が化審法の第一種特定化学物質に認定され、製造・輸入、その使用を禁止することが適当となったということが明らかになっておりまして。

それでその次に、小項目②に移っていきます。小項目②、有機フッ素化合物PFASの暫定基準、指針と言いますけれども、50ナノグラム毎リットルが数値はそのままで、来年4月から暫定基準から基準、指針になるとされております。

それで、現在笠間市ではPFASの中のPFOS、PFOAの2種類が特定物質として水道水、井戸水で測定されているということですが、現在の検査結果についてはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 暫定基準、新基準と現在と今後の対策についての御質問でございますが、公共水域及び地下水におけるPFOS及びPFOAに関しましては、令和2年5月から人の健康の保護に関する環境基準の要監視項目として、暫定指針値がPFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり57ナノグラム以下と設定されておりましたが、環境省水・大気環境局長からの通知により、令和7年6月30日に暫定指針値から指針値に改正されております。

なお、本市では昨年度から独自の調査を開始しまして、災害時協力井戸として登録されている3か所を調査しましたところ、いずれも暫定指針値を下回る結果であることを確認しております。さらに、今年度は公共水域である河川での調査を実施する予定であり、今

後も市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、継続して監視をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 継続して監視を続けていくというお話がありました。

それでは、井戸水でのPFOS、PFOAの2種類の測定は、鈴木議員の質問の後に開始されたと、このように認識しております。水道水での測定はそれ以前から始まっており、測定結果は安全な市民生活に生かされることになったと考えております。

新たに、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）が化審法の第一種特定化学物質に認定され、製造・輸入、その使用を禁止することが適当ということになりました。今後の対策として、PFHxSを水道水、井戸水での検査項目に追加して測定するのが望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） PFHxSの部分についても監視項目として加えたいのではないかと御質問でございます。こちらにつきましては、まだ国の中央環境審議会の審議の中でも、毒性情報の収集、水環境中の存在、実態調査等を通じて、まだ集積する必要があるというような形で、新たな知見等を踏まえて柔軟に見直すこととされてございます。現時点におきましては、国のほうからも指針値、基準値等を示されているわけではございません。ですので、そういったもの示された後に、私どもとしては適切な対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） これに関してなのですけれども、もう輸入、使用を禁止することが適当となったところまで進んでいるので、何か月か、国からの指示と申しますか、指針が示されるまでに時間がかかると申しますので、その前にできれば測定をすることが望ましいと思ひまして、そのように測定項目に加えて市民の安全を守る対策を一方進めるように、強く要望したいと思います。その点は指示待ちではなく、市民に必ずいい影響を与えますので、よく検討されて、早期の実施をお願いしたいというふうに思ひます。

それではそのことを強く要望しまして、大項目3、保育行政について、移ります。

小項目①乳児等通園支援事業について。

12月実施予定の乳児等通園支援事業について、制度の概要、市内での地域別実施予定事業所、予定する乳児等の定員、通園時間、費用等について、簡潔にお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

乳児等通園支援事業についての御質問でございますが、乳児等通園支援事業は、保育施設に就園していない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず保育施設等へ通園できる制度でございます。この事業は、令和8年度から全国全て

の市町村において実施することとされておりますが、本市では国のモデル事業への参加により、令和6年7月から公立保育所において先行実施していたところでございます。

現在、市内全域に提供体制を確保するため、民間施設での実施に向け準備を進めており、今月中には新たに友部地区で1施設、岩間地区で2施設が実施を開始する予定でございます。これにより、市内実施施設は4施設、1日当たりの定員は21名に拡大する予定でございます。

本事業の利用につきましては、月10時間を上限に時間単位の利用など柔軟な利用が可能となっております。利用料につきましては全ての施設において1時間300円を予定しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 12月中にこの事業が開始されるという予定だと聞いておりまして、定員も5人、4人、3人、9人ということで、市民の要望に応える、現時点での要望に応える人数になっているのかなというふうに思いますけれども、各事業所は乳児等の保育をどのような環境、部屋とか保育士の配置等の下で行うのでしょうか。その概要をお知らせください。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 現在、相談を受けております事業所におきましては、一般型の専用室、独立の部屋で実施する事業所と、一般型の在園児混合で実施する事業所、また余裕活用型で実施する事業所がございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） その保育環境なのですが、基準を満たしているということを全て確認されたと思うのですが、それについてはいかがですか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 3園とも既に保育事業を実施している事業所でありまして、部屋の大きさ、また保育士の配置、そういったところでは基準を満たしていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、小項目②職員の配置基準について。

いわゆる保育士の配置基準ということですが、それについてお伺いします。これは、通常保育と乳児等通園支援事業、両方にわたってお聞きいたしますので、お願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 保育士の配置基準についての御質問でございますが、入所児童の年齢別に、保育士の配置基準というのが定められております。

まず、通常保育の保育施設におきましては、年齢別に申し上げますと、保育士1人当たりが受け持つ児童数は、ゼロ歳児は3人、1歳児及び2歳児は6人、3歳児は15人、4歳

児及び5歳児は25人となっております。また、乳児等通園支援事業での保育士の配置基準でございますが、先ほど申し上げた年齢別配置基準と同様でございます。

なお、一般保育とは別に定義を設ける一般型におきましては、保育士、その他乳児等通園支援事業に従事する職員として所定の研修を受けた修了したものが配置することができることとなっております、その場合には、その半数以上は保育士を配置することとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 通常保育と一般型の保育では基準が若干違うということですが、通常保育でも例えばゼロ歳児は1人の保育士が3人の子どもの保育に当たる、1歳児、2歳児は6人、それから3歳児15人、4歳児25人、5歳児25人とこうなっていて、3歳児、4歳児、5歳児は2年前に人数が改正されて、3歳児は20人から15人というふうに改正されたというふうに伺っていますけれども、これでも小さな子どもの保育をするということは非常に大変な苦勞がかかっているということで、さらにゼロ歳児や1歳児、それから3歳児、4歳児、5歳児も安全で子どもたちの成長に関わるいい保育を行うためには、この基準を改善していかなければならないなということを強く思う次第であります。

ところで、乳児等通園支援事業の保育士配置基準については、保育に当たる担当者は一定の研修を受ければその保育に当たることができるということと、その際の保育に当たる担当者の半数以上は保育士でなければならないということなので、半数は保育士でなくても一定の研修を受ければいいということになるわけですが、これで安心して保育に当たれるのかどうか大変疑問がありまして、全国的にもこういう配置基準は直していかなければならないのではないかなという意見が多く出ていると、私は思っています。例えば、笠間市立保育所の保育条件は、通常保育と同じようにきちんとされていると思いますが、厳しいところもその対象の施設ではあるのではないかなと推察いたします。

この基準で、運営が大丈夫なのでしょうか。この辺の見解をお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 保育士の配置につきましては、国におきまして児童福祉法に基づいて、子どもの安心安全な保育が確保できる最低限の人数ということで定められております。本市におきましても、その基準に満たした保育がなされているというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今の話ですけれども、通常保育でも保育士1人当たりの乳児等の数は多いのですが、通常保育に比べても誰でも通園事業の国基準では保育士は多くの負担を背負うことになり、円滑な保育に支障が出るのではないかなという懸念があります。国基準の改善を求めるとともに、実際の運用ではそれぞれ違うと思うのですけれども、これを上回る措置が必ず取られるように、安全な対策ができるように、指導やそれから援助

を保育園にさせていただくように強くお願いしたいと思います。

以上で大項目3の質問を終わりました。大項目4、市指定管理事業所の適正な運営のための指定管理料の在り方について、ここに移ってまいります。

本来は市が直営で行うことができる事業を、指定管理事業として民間に事業をやっていただくという制度があるわけですね。笠間市では指定管理者制度により管理運営している施設、令和7年4月1日現在で28施設があると、このように承知しております。

小項目①市指定管理事業所の職員の方の賃金は、現状としてどういうことになっているのか、主だった幾つかの事業所について、その賃金の状況をお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

市指定管理事業所の職員賃金についての御質問でございますが、まず指定管理制度は平成15年の地方自治法改正により導入されたもので、公の施設の管理運営に関して、多様化する住民のニーズに対応しつつ、民間の持つ専門的なノウハウや創意工夫を公の施設の運営に活用することで住民サービスの向上と行財政の効率化を図り、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としております。また、本市の条例においても、指定管理者の選定基準の一つとして、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであることとの規定があることから、法令等の遵守を原則として、人件費を含め係る経費については、指定管理のため必要な経費のみを見込むこととしております。

なお、主な指定管理施設の職員賃金の例といたしまして、レクリエーションスポーツ施設の主なものにつきましては正職員月額27万円、パート職員時給で1,200円、産業振興施設の主なものとしましては正職員月額23万5,000円、パート職員時給1,095円、基盤施設の主なものとしましては正職員月額25万750円、パート職員時給1,090円となっております。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、幾つかの例を挙げて説明をいただきました。私は、委員会の中で指定管理についても幾つか挙がってきまして、そこでもお聞きしたのですが、大体最低賃金を上回るということが一つの大きな基準になっているということですけども。例えば、この中でパート時給で、産業基盤のある事業所でパートの時給が1,095円、それからもう一つの別な事業所では、パートの時給は1,090円となっておりますが、これは大体茨城県の最低賃金に若干プラスされたところかなというふうに認識をいたしました。

それでは次に、指定管理事業所の指定管理料は職員賃金をどのように考慮して決められているのかということですが、これはどんな観点で考慮されて決められているのか、その考え方、ルールといいますか、そういうのをお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 石井議員、小項目②でよろしいですね。

○14番（石井 栄君） そうです。小項目②です。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 指定管理事業所の指定管理料は職員賃金をどのように考慮して決められているかとの御質問でございますが、まず指定管理料の決定につきましては、指定管理者が提供するサービスの内容、必要な人員配置、さらにはその運営に必要な経費を総合的に考慮する必要がございます。

本市の指定管理者制度運用ガイドラインにおいても、指定管理料は施設の管理運営業務の対価として支払われるものであり、金額の設定に関して経費の過度な削減によるサービスの低下が起こらないように、その確認を行うべき旨を定めております。特に職員の賃金については、業務内容の資格の有無、経験年数等の様々な要素を勘案し、法令の遵守を原則として指定管理者が算定するものでありますが、その額の適正なものであるかについて市の所管課において確認をし、決定しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、言ったようなことなのですね。

それでは、小項目③指定管理料の在り方についてに移ります。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理主体を民間事業者とすることで民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としていますということである書いてありますけれども、住民サービスの向上を図ると、民間の能力を活用しつつということを目指しているということが書いてありますけれども、この指定管理事業者が目的を達成するために一番大事なことは、そこにその仕事に従事している人の待遇が安定していることが必要だと思うのですよね。はっきり言いますと、暮らしていくことができる賃金が支給されている、そういうことが必要だということと私は思います。市のほうでも思っているのでしょうかね。

県の最低賃金は昨年より少し上がって、時給1,074円になったのですよね。74円になりました。最低賃金、どこでも最低賃金、これは譲れないということで、それを条件にしております、これはこれで当然なのですけれども、この最低賃金1,074円、法定労働時間1日8時間働いて、1日の収入が8,592円、1か月20日働いて17万1,840円ですね。これで暮らしていけるかという、これでは暮らしていけないのではないかなというふうに思います。

平成29年12月5日、議案質疑で私が質問をいたしまして、指定管理者の賃金が地方公務員などの水準と比較して大きな格差が出てきた場合、待遇、労働条件の改善をするように事業者に要請とか促しをするかとただしたときに、執行部から次のような答弁がありました。「もし賃金等に格差があったらどうするかという御質問でございますが、適切に指導、助言をしてまいります。以上でございます。」との答弁がありました。これは、見識のある笠間市の答弁だと思いました。私は、適切な指導、助言をしてまいりますということについては、こういうふうに解釈しました。市の賃金に対応するような賃金になるように

指導、助言をしていくのだなというふうに、私はそのときに理解をいたしました。

本来は、市の直営として市職員と同等の賃金が支払われていてもおかしくはありませんが、この答弁に関連して市の行政の一貫性という点から見て、どうなのでしょう。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 石井議員、質問の趣旨をはっきりもう一度していただけるとありがたいのですけれども。

○14番（石井 栄君） 賃金水準は地方公務員の水準に近いものでなければならないというふうに私は受け取ったのですが、それについての答弁をいただきます。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 失礼します。確認したいのですが、小項目③指定管理料の在り方。

○議長（畑岡洋二君） どうぞ、質問続けてください。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 小項目③指定管理料の在り方についての御質問でございますが、指定管理料は、先ほども申し上げましたけれども、施設の管理運営に関して事業者が積算した金額を基に施設所管課と指定管理者が協議を行いまして、社会情勢の変化を十分に踏まえ、施設の安定的な運営やサービスの水準の維持のため、必要な額を決定していることとしております。

先ほど、地方公務員などの水準と比較の格差という御質問でございますが、地方公務員の給与のほうに関しましては、県の人事院勧告に基づきまして条例によって決められていることになっておりまして、その額は県の人事院が地域の民間企業の従業員などの給与や勤務条件を調査した上で算定したものになります。

一方で、民間の企業の給料は、それぞれの雇用契約や就業規則などに基づきまして支払われるということになっておりまして、その額についても、労使間の交渉により決定する仕組みとなっております。ただし、地域の最低賃金以上の額を支払わなければならない旨の法律が定められているというような考え方でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 私は、市の答弁との関連を聞いているのです。市の直営での運営できるものを、民間に運営していただいているわけですよ。民間だって大変ですよ。非公募でやってるところがありますよね。例えば、観光協会なんかは、実績があるから非公募でお願いしますと言われれば、この指定管理料ということで最大限努力するのでしょうか、なかなか大変だと思うのですよね。その人件費については、市の状況を考えて、少し上積みするなどの措置が必要ではないかなというふうに私は思っているのです。だから、いい答弁をそのときの執行部の方は言いましたけれども、個人的なことではなくて、市が言ったことなので、その点をしっかり踏まえていただきたいというふうに思うんです。

2025年12月5日、県議会日本共産党の江尻かな県議の質問です。「指定管理料に関して、

この間の水光熱費や労務費の上昇に対して、県施設のサービス維持・向上のためには高騰分に見合う指定管理料の増額が必要ですが、現行の指定期間中に上乘せは行われたのか。また、今後も物価高が続くことが予想されており、状況に応じて指定管理料を増額できる基準を明確にし、対応すべきと考える。」ということに対して、県から「今年度から、各施設の指定管理に係る基本協定書に、賃金水準や物価などの変動に伴う指定管理料の変更に関する条項、いわゆる「スライド制度」の条項を設け、これらの変動要因を当該年度及び翌年度の指定管理料に適切に反映させることといたしました。「スライド制度」の導入により、経済指標の変動に応じた指定管理料の変更が仕組みとして設けられたことから、より一層、適切かつ安定な指定管理施設の運営が図られるものと考えております。」。

これ、石松議員も質問したことかと思うのですけれども、このように物価高騰に関して、県はもう直しているのですよね。物価スライド制の導入を今年度はやっているわけですが、市も少なくともこういうことについてはしっかり県を参考にして、笠間市でも取り入れるべきではないかなと思います。いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 物価スライド制の導入につきましては、前回の石松議員の一般質問のときにお答えしたとおりでございます。

今、笠間市の状況を御説明させていただきますと、最低賃金がここ3年で大きく上がっております。そういった中で、当初予定していた価格よりちょっと出てしまうということで不足が生じてしまうというようなことで、毎年しっかりと指定管理者とは、年末あたりなのですが、協議していただいて、それで社会情勢の大きな変化に伴って支払うことが不可能というふうに判断になった場合は、その分の人件費であったり電気代、水道光熱費そういったものも協議させて、今までもその部分を協議しながら補填してきた経過がございます。

○議長（畑岡洋二君） 時間になりましたので。

○14番（石井 栄君） しっかりやってくださいね。お願いします。

以上で終わります。

○議長（畑岡洋二君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

ここで14時15分まで休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時14分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

18番大貫千尋君が着席いたしました。

6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により、一般質問をさせていただきます。質問は、一問一答方式で伺います。

大項目1、子どもたちの学力・運動能力の向上について。

市では、社会の変化に対応できる人材を育成するため、次世代を担う子どもたちの学力と運動能力を一体的に向上させることを目的とし、今年度は重要事務事業の中で「笠間っ子学力・運動能力の向上」として事業費8,943万1,000円を設定し、様々な事業を実施しているところです。地域部活動推進事業や英語教育強化推進事業など、子どもたちの成長や未来に係る重要な事業であると考えます。

そこで、それらの事業の実施状況や今後の取組について伺います。

小項目①次世代の教育DX推進事業について。

初めに、この事業はどのような事業か、事業内容について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

教育DX推進事業についてでございますが、本事業の目的は大きく二つございます。一つ目は子どもたちの個別最適な学びの実現、二つ目が教職員の子どもと向き合う時間を増やすための働く環境の改善でございます。

具体的に申し上げますと、子どもたちにとりましては新しいAIドリルの導入、そしてシステムの統合、教職員におきましては教職員タブレット端末の更新でございます。新しいAIドリルを導入することで、児童生徒の学習データのAIによる分析と、図表やグラフの自動生成と可視化による個別最適学習を実現させるための授業改善を図ってまいります。また、学習系システムと校務系システムを統合してクラウド化することで、それぞれのシステムで管理していた児童生徒に関わる様々なデータの一元管理、それから場所や時間にとらわれない柔軟な働き方による教職員の負担軽減に取り組んでおります。

さらに、維持管理の面からも、これまで教職員1人が2台使用していた端末を1台に集約するということで、教職員の利便性の向上、そして業務の効率化など、学校でのICT利活用推進だけではなく、運用保守のコスト削減を同時に実現するものでございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） まずは大きく言うと、そのシステムを統合したり、システムの更新であったりとか、先生方のタブレットの更新。

あとは今お話にありました、子どもたちが使うAIドリル、新しいドリルを導入されるということで、今入っているドリルについては私も子どもたちからどのぐらい使っている

か実際にちょっとお話を聞いてみたことがあるのですが、あまり人気がないようで、何でしょう、使い勝手が悪いのか、あまり興味をそそられる内容ではないのか分からないのですけれども、担任の先生によっては、例えばそのドリルを、A I ドリルなどでタブレットを使ってやるドリル、計算ドリルとか漢字ドリルみたいなものは別に紙ベースでやっているのではないですか。ではなくて、そのA I ドリルというアプリを使った学習については、担任の先生によってはある一定のものをやればポイントをあげますみたいなことで、ちょっとその活用を推進してくださっている先生もいるようなのですが、なかなかあまり評判がよくないように聞こえてきていたので、新しいものに導入が変わるということはいいことなのかと受け止めました。

また、先生方が2台使っている端末を1台にするということで、先生たちの公務の業務の効率化というところがやはり先生方の働き方改革の観点からもとても重要だと思っていて、文書作成に時間がかかるということをお聞きしていますので、ぜひその点こそA Iをどんどん活用して、何でしょう、自動的に先生方が1度入れば、それが自動的にちゃんと適正にその子どもにひもづけられるとかそういうシステムのなところが進化すると、よりその働き方改革に寄与するところが大きいのかなと感じているところです。今年度の予算としては4,956万円が設定されておりますが、この予算がこれらのシステム更新であったり、タブレット購入に充てられるということですよ。

では、その事業の進捗状況と、このシステムを導入することによって学校現場での改善はどのようなことがあるか、あるいは期待される効果としてはどのようなことがあるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 現在の進捗状況、それから学校現場でどのような改善が見られるかということでお答えをしたいと思います。

まず、進捗状況につきましては、プロポーザルによりまして事業者選定を令和7年8月に実施しまして、職員研修を行った上で、令和8年2月に稼働する予定となっております。

今回の更新では、教職員の事務負担を軽減し、児童生徒の指導時間の確保することを大きな目的としております。具体的に申し上げますと、これまでは校務用のP Cと授業用のG I G A端末と使用する端末が二つに分かれておりましたものを、一つのP Cで完結できるようになります。それから、新しい環境となるので、導入後の活用方法の研修を行いまして、有効活用に努めてまいりたいと思っております。

それから、県の動きとしては、全県で使用する共同システムの稼働も予定されているということなので、移行を見据えた上での運用を図ってまいりたいと思っております。

このことによりまして、業務改善は大きく進んでいくかと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

来年2月から導入がスタートするということなのですが、学校現場では、今お話にもありましたように、1人1台のタブレット端末を子どもたちに児童生徒に配布したり、デジタルボードを各教室に設置するなどデジタルを活用した学びが導入されて活用が進んでいますが、その活用をさらに使いやすくしたり、よいものにするためのシステムの導入がされるといいのかなと感じます。

先生方がそれらのデジタル教材を活用するスキルが必要になってくると思いますが、先生方の活用スキル向上をどのように支援されているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） とても重要な部分だと思います。

箱物はそろっていても、先生方が教えられないと困るので、それぞれの、学校の中で先生方のスキルも全く違うものですから、なるべく市主催で、一斉でデジタルドリルの研修などを実施いたしましたけれども、その人の求めている対応、それぞれが求めているものが違うので、進捗状況に差異はございます。そこで、それぞれのデジタル教材では、オンラインにて自分の現状に合った研修を選べるように設定しておりますので、オンライン研修の活用を進めているところでございます。また、今回新たに学習用AIドリル「ドリルパーク」の導入を予定しております。新たなアプリになるので、操作研修会などを実施予定しております。

先ほど議員からお話があった、AIドリル「すらら」、これは笠間市ではいち早く県内に先駆けて導入したAIドリルなのですが、いち早く導入したことで教科書に準拠をしていなかったのが、使いづらかった。今回の「ドリルパーク」は教科書に準拠しているので、進捗状況に合わせて先生方が使えるということでは、いいことだと思っています。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。そうですね、先生方のデジタルスキルも様々であるので、オンラインで自らのレベルに合った研修ができるとか、そういうことはすごく支援の方法としてはよいのかなと思います。

笠間市ではこれまでも、GIGAスクール構想がスタートした時点から、先生方に向けたデジタル教材のITリーダーというのですか、先生方の中でもリーダー的な、校内でリーダー的な存在となってデジタル教材を活用することが得意な先生を増やしていきましようみたいな取組もされてきていると思ひまして、現場で先生方のお話を聞きますと、やはりそういうリーダー的な先生方が、どちらかというと苦手という先生方のサポートを自ら進んで、聞くとアドバイスをしてくれたり、サポートしてくれたりしているということなので、何でしょうね、現場で使いながらよりデジタルに慣れていっていただくことが必要なのかと思います。今後、ICTが学校の現場で、学習の現場で効果的に活用されることで、授業がさらに一層深い学びにつながり、また生徒の主体的な学びを支える力となる

ことを期待したいと思います。小項目①を終わります。

小項目②地域部活動推進事業について。

地域部活動の推進については、これまでも議会において何度か質問をさせていただいておりました。笠間市に合った地域移行を推進していただくようお願いしてきておりますが、今年度の地域部活動推進事業の実施状況と、その進捗状況はどのようになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 地域部活動の推進状況についてお答えをしたいと思います。

本事業につきましては、少子化の中でも、子どもたちがやりたいスポーツ、それから文化活動を行うことができる機会を確保し、生涯にわたってスポーツ・文化芸術を楽しめる環境の整備を図るものでございます。具体的には、市内中学校の休日、土日ですね、これの部活動の地域展開できるように進めております。

進捗状況としましては、市内64の部活動のうち、市直営のカサマジュニアクラブが43部、それから地域の指導者である部活動指導員による部活動が4部、全部で47部が地域展開されており、全体の約7割に達しております。着実に地域展開が進んでいることが分かります。

課題としては、指導者の確保、それから保護者、生徒への周知、持続可能な運営体制の構築、そして財源確保、活動場所への移手段などが主な課題として挙げられております。一番の課題である指導者につきましては、スポーツ協会、各種団体等との連携を図るとともに、積極的な教員の兼職兼業を、制度を生かしまして、指導者の確保に努めてまいりました。本年3月の定例会では、指導者51名と報告いたしましたが、現在では82名に増加しております。しかしながら、全ての部活動の地域展開を図るためには、さらなる指導者の確保が課題だと考えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今の御答弁なのですが、部活動の地域移行については、内桶議員が今年の第1回定例会で質問されていまして、そのときの御答弁のその数字からすると、直営が43部になったということで、内桶議員の御答弁のときは32部活動だったので、大分増えているということが分かりますし、また指導員の方の取組も含めると全部で37の部活動が地域指導になっているとの御答弁から、今は47部ということなので、大分部活動が地域移行となっていることが分かりました。

また、市においては、カサマジュニアクラブに教職員の先生方が兼職兼業で指導員の登録をしてくれるということもありまして、お話にもありましたが、積極的に部活動に関わっていただくという先生の受け口になっている、K J Cがですね、という取組も効果を奏しているということが分かりました。

スポーツ庁は令和5年から令和7年を改革推進期間としていまして、市としても着実に取組を進めてきているわけなのですが、今、教育長のお話にも課題として挙げられていました指導者の確保とか保護者への理解、啓蒙の活動ですね、その普及であったり、財源の確保ということがやはり笠間市に限った課題ではないということが、今年2月にスポーツ庁が有識者会議による中間取りまとめにおいて課題を上位四つとして挙げておりまして、やはり最も多かったのが指導者の量の確保であるということで、多くの自治体で同じような課題を抱えていることが分かります。

また、保護者の参加費用、負担への理解が課題であるということも挙げられておりまして、市では今年度は保護者の負担が発生しない体制で運営をされていると思いますが、この保護者の費用負担ということも含めて、来年度以降の部活動の地域移行の取組はどのようになるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 来年度以降の取組についてでございますけれども、本市においては着実に休日の部活動の地域展開が進んでおりますが、現在のところ、国の流れが今月の12月中に答申案をまとめて出すということで、そこに指導者の確保であったり、それから保護者負担であったりというものが、指針が出されてくると思っております。その指針を基に、今後本市のほうでも協議をして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） この指導員に対する報酬の財源については、ぜひ今年度と同様に、市が支援する形で保護者負担が発生せずに済むようお願いしたいと思います。

今も教育長の御答弁にありましたが、スポーツ庁による中間取りまとめの中でも、地域の実情に応じて安定的、継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスを検討することが必要であるとした上で、公的負担については国、都道府県、市区町村で支え合うことが重要であるとしていまして、スポーツ庁の令和8年度の概算要求では、部活動の地域展開、地域クラブ活動推進事業に18.7億円、中学校における部活動指導員の配置支援事業に15.3億円が示されておりまして、いずれも昨年度よりは拡充ということで要求は出されていますが、市においても、そのような国の事業もぜひ活用できるものは活用して、来年度以降も支援をしていっていただきたいと思えます。

部活動の地域移行については、移行期間ということから、学校部活動とクラブチームとの大会などへの参加をどうするかや、大会の運営、引率はどこが担うのかなど、市だけでは解決できない課題がたくさんあるわけなので、県や国が出す方向性であったり、各種目の団体ごとが決めることだったりがあるかと思えますので、やはりそれらの動向にも注視しながら進めていく必要もあるかと思えます。

先ほども申しました、スポーツ庁の中間取りまとめでは改革の理念や基本的な考え方も示されておりまして、改革の主目的は、急激な少子化が進む中でも将来にわたって生徒が

継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保、補充することであるとしていて、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するとあります。令和8年度からは改革実行期間へと移行するとして、さらなる改革を推進するとしていきますので、市においても様々な課題を解決しながら、現場の先生方や保護者の声も聞いて、子どもたちにとってよりよい地域クラブ活動ができるようになるよう取り組んでいただきたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③英語教育強化推進事業について。

市では、平成27年度から児童生徒の英語力向上を目指した「ABC笠間プロジェクト」（笠間市英語教育強化推進事業）をスタートさせ、全国に先駆けて、国のJETプログラムを活用した外国人英語指導助手、これはALTとかAETとか呼ばれるネイティブスピーカーの外国人英語指導助手を市内の全ての学校に1校につき1人ずつ配置する事業を実施したり、英語検定試験の補助を実施したりしてきているところです。

今年度は、英語教育強化推進事業として事業費875万5,000円を設定していますが、初めにこの事業内容はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 英語教育の推進事業についてお答えをしたいと思います。

大きく分かれて三つございます。

一つ目は、市独自雇用の、先ほど議員がおっしゃいました、AETの配置でございます。今年度は12名のAETを市内小中義務教育学校16校に配置をしまして、学級担任や英語教員と連携の上、児童生徒の英語力向上、それからコミュニケーション能力の育成、異文化理解の教育など、常に生きた英語に触れる機会を提供しております。

二つ目は、夏休み期間等を活用しました短期英語集中プログラムでございます。これまで、AETが中心となり、小学生を対象としたサマーイングリッシュや地域との交流を取り入れたハロウィンイベントを開催することで、ゲーム等を通して英語になれ親しむ機会を提供しております。また、今年度3年目となる中学生海外研修では、これまで7名の生徒がオーストラリアやカナダ等へ留学し、ホストファミリー宅での生活や現地校での語学レッスン、そして体験活動に参加することで、国際社会に触れる機会を創出しております。

三つ目としまして、英検費用の公費負担でございます。小学校5、6年生と中学生を対象に英検受験料の一部助成を行うことで、主体的な学習意欲を高め、グローバル社会で役立つ実践的な英語力の習得を目指しております。

本市としましてはこれらの取組を通じまして、グローバル社会における英語でのコミュニケーション能力、それから異文化理解など国際感覚を育成し、将来を担う人材の育成に取り組んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 事業内容としては大きく三つあるということで、今年度のこの

事業費の中では海外留学支援の事業費と英検の支援の事業費が含まれているということだ
と思うのですが、AETの先生の事業費はまた別に会計年度任用職員のほうで予算化され
ているのだと思うのですが、今の御答弁にありました海外への英語研修というのですかね、
留学支援事業の内容と、7名というお話あったのですけれども、実施状況はどのようにな
っているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 海外留学支援の実施状況についてお答えをしたいと思います。

過去3年の実績をお答えします。令和5年度におきましては5名、令和6年度では1名、
令和7年度に1名の合計7名でございます。留学先としましては、オーストラリアが6名、
カナダが1名でございます。

参加した生徒のレポートからは、現地で英語を実際に使う経験を通して自身の向上や主
体的な学習意欲の高まりが見られまして、7名中6名が帰国後に英検準2級以上へ挑戦す
るなど、学習面での前向きな変化も確認しております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 令和5年度からスタートした事業ということなのだと思うので
すが、令和5年が5名、令和6年が1名、令和7年が1名ということで年々減ってきてし
まっていて、今年度については1名ということなのですが、この理由については、応募者
が少ないことの理由についてはどのように分析されているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 理由については、それぞれの家庭の事情がありますので、私ど
ものほうでは全く把握はしておりません。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。御家庭の事情というところで、費用支援というこ
とで補助額が30万円まで出ますという事業の立てつけだったと思うのですけれども、30万
円を補助してもらっても、行きたいという意向があった方のお話を聞いてみたところ、や
はり今の円安がとても響いてまして、渡航費用も上がっているし、研修費用も上がってい
ると。なので、その30万円の補助をもらっても負担額が大きいので、ちょっと厳しいです
というような話もありました。

確かに、この円安の状況がどこまで続くか分かりませんし、行きたいというお子さん
に対しての支援もどこまでが適正かということもあるとは思いますが、もう一つの
英検事業について、英検費用助成事業も実施しているということですが、その実施状況は
どのようになっているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 英検の費用の助成事業も、過去3年間の状況でお知らせをした

いと思います。

令和5年度が受検者が840人、助成数が583人となっております。それから、令和6年度は受検者数が751人、助成数が544人、令和7年度につきましては、第2回9月までの実施ですけれども、現在528名が受検し、助成数が398人となっております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） この受検者数については、この数字から見ると横ばいということがいえるのかなと捉えられると思いますが、来年度以降の取組についてお伺いしたいと思いますが、この事業が二つ今のところで質問しているので、まず一つずつお伺いしたいと思いますが、一つ目の中学生海外留学支援事業は来年度以降は実施予定か、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） この事業につきましては基金を活用しておりまして、3年間限定ということで行ってきた事業ですので、来年度につきましては、令和7年度で、本年度で終了ということと考えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） もともとの財源が基金を活用していたので、3年で終了することが予定だったということですし、先ほども申しましたが、この円安の中でどれだけ応募、手を挙げてくれる子がいるか分からないという状況もありますので、海外に行きたいという子の潜在的な数がどのぐらいいるのかは見えにくいところではあるのですが、全くなくなってしまうというのも私は残念な気がしておりまして、例えば台湾交流事業というところに少し予算をつけて、市の子どもたちが海外へ行く機会となるといいのかなとも考えるところではあります。そのことについては、次の項目で触れたいと思います。

では次に、英検受検費用助成事業について、来年度はどのような予定でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 受検者数は横ばいでございますけれども、英検は、漢検それから数検と違って、市民権を得ているものだと私は思っています。というのは、受験には必須なもの、それから一般で就職するためにも準2級持っているとかがそういうところはやはり武器になるので、子どもたちにとっては必要不可欠だと私は考えておりますので、今後もこれは継続していきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね。英検については継続していただけるということで、令和6年度の笠間市の英検取得状況によりますと、市内中学3年生で英検3級以上を取得している生徒の割合は35.1%で、茨城県全体の31%を上回っているということなのですね。全国順位でも茨城県は7位と高い位置にありますので、笠間市もその上位のほうにあるの

かなと捉えられることができると思います。

この取得状況の差には、自治体による受検費用助成の有無も一因となっていると考えられます。本事業の成果として、教育長もお話しされてましたけれども、英検に挑戦することをきっかけに英語への関心や学習意欲が高まって、合格は次の級のステップアップにもつながっていると思います。受検者数は横ばいであるものの、3級からは面接試験があるため、AETが休み時間や放課後に面接対策の練習を行うなど生徒への支援が行われている点は、大きな成果であると考えます。今後も、ぜひ継続して取り組んでいただきたいと思います。

子どもたちが英語を自在に使える力は、彼らの将来の可能性を大きく広げてくれると思います。勉強や将来の仕事の選択肢が増えるのはもちろん、世界と直接つながり多様な文化に触れる経験は、かけがえのない財産になると思います。英語は、まさに子どもたちの人生を豊かにする、可能性を広げる鍵であるといえるかもしれません。子どもたちがそうした力を楽しみながら確実に身につけられるよう、今後も引き続き英語教育の推進に取り組んでいただきたいと思います。小項目③を終わります。

小項目④台湾交流事業について。

市では2018年から台湾交流事務所を設置し、台湾にターゲットを絞ったインバウンド施策を行うなど、台湾との間でも物や人の交流を進めてきたところです。この事業については今年度も事業費616万円を設定して、子どもたちの交流事業を実施するとしています。

初めに、この事業内容はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 台湾交流事業についてお答えをします。

この事業につきましては、中高生の現地派遣、それから小中学校と大学のオンライン交流を実施しておりまして、今後も積極的に異文化の交流を実施し、異文化理解と実質的なコミュニケーション能力の育成に努めてまいりたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） この交流事業については、先ほど長谷川議員のほうでも質問されていまして、実施している事業内容としては、中学生を派遣しているということと、あと高校生を大学の英語研修プログラムに派遣しているということが主な活動。そのほかに今お話にもありました、学校と学校が連携して、今、姉妹校的な関係にもあると思いますが、そこでのオンライン交流などを実施されているということなのですが。

中学生の派遣については、台湾交流事務所設置5周年記念事業としてスタートしたという背景があると思いますが、これまで実施した状況としては何名ぐらいの生徒が派遣されているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） この事業は、議員おっしゃるとおり、5周年記念ということで、

今年で3年目を迎えますので、各中学校2名ずつになりますので、毎年12名、36名の参加となっております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 中学生を各学校から2名ずつ選んで、12名で36名、3年間で36名が経験したということなのですが、ではこの事業の成果や評価というところではどのように捉えているか、また参加した子どもたちの感想などはどのようなようだったか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 初年度の台湾交流事務所の5周年記念では、派遣した子どもたちが皆様の前で中国語を披露してということで、成果はとても上がっていると思います。選ばれた生徒たちは本当に研修を夏休み中に積んで、台湾のほうに行っております。それから、本市の場合には中学校2年生で全員が中国語を5時間ずつ習っておりますので、ある程度挨拶ということはできるようになっております。そういう面で、子どもたちが台湾に行って、台湾の大学生や現地の中学生と交流することで臆することなくコミュニケーションが取れているということは、とても重要なことだと思っております。

また、派遣しただけではなくて、戻ってきた後、学校での発表会ということで、自分の成果、いろいろなことで見てきたものであったりとか、それから自分が得た経験というもの全生徒の前で発表する機会がありますので、そういう面でも、コミュニケーション能力であったり、プレゼン能力というものが鍛えられているものと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今も御答弁にありましたが、記念事業に参加した中学生たちと話す機会がありましたが、やはり皆さん、現地学生との交流や初めての体験に感激した様子でした。また、台湾の式典で、出発前から台湾の文化や中国語を熱心に学んで準備に取り組んでおまして、生徒たちからはその過程も楽しかったということをお伺いしております。この経験を通じて、生徒たちが大きく成長した様子が伝わってまいりました。

ぜひ、このような交流事業は継続していただきたいと考えているところですが、来年度以降の取組はどのようにお考えか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 交流については、今後も国際社会の中で生きていく中で、子どもたちの交流というのは外国の人たちと大変重要なことだと思っておりますので、今後も積極的に続けてまいりたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ぜひ、実施をお願いしたいと思います。

さらに提案させていただきたいのは、先ほどの項目でも言いました、英語研修のための留学支援事業が今年度で終わってしまいますので、その代替となる新たな取組を提案させていただきたいと思っております。例えば、台湾への中学生派遣人数を増やすことや、現地の交

流に加えて大学での英語研修プログラムを組み込むことなど、発展的な形で継続できないかと考えます。本市は、台湾の銘傳大学及び台北城市科技大学と連携協定を結んでおりまして、いずれも交流を通じた親善と国際的に活躍できる人材の育成を目的としています。特に、銘傳大学との協定には、学校教育や社会教育における交流促進、文化交流と成長に資する連携が明記されています。なので、こうした協定内容を踏まえて、銘傳大学での中学生向け英語研修プログラムの実施など、新たな可能性をぜひ検討いただきたいと思います。

高校生を派遣されている事業については、もう既に銘傳大学のほうで英語のプログラムを実施されているということなので、それをちょっと変えてというのですかね、もちろん参加する側の子どもたち、保護者は一応負担をやはりしていただくという形で、全員が派遣ではなくて、その英語プログラムに関しては学びたいという子が手を挙げて、実費負担も発生する形で支援をしていただければいいのかなと思います。調べてみましたら、銘傳大学は高校生に対してやっているのもそうですが、鳥取大学においても台湾英語異文化交流研修を、英語の研修プログラムを実施したりしているようですので、御提案いただければ相談に乗ってもらえるのではないかなという気はしておりますが、可能性をぜひ検討いただきたいと思います。

さらに言うと、例えばですけれども、親子での例えば台湾のエデュケーショナルツアーとでも言うのですかね、お子さんは英語のプログラムに参加してもいいし、親子でももちろん参加いただいてもいいですし、例えば保護者は別な台湾のプログラムに参加するとかいうことでもいいと思うので、親子で台湾への理解を深めようみたいな異文化体験ツアーのようなものがあってもいいのかなということで、そのあたりの可能性についても検討いただきたいと思います。

子どもたちが実際に現地へ赴いて、見て触れて体験することは、教室では得られない大きな学びとなり、将来の可能性を広げる貴重な機会になると考えます。こうした体験型の国際交流や研修の場を、今後もぜひ積極的に支援していただくことをお願いします。大項目1を終わります。

大項目2、公共交通モデルの再構築について。

市内公共交通の維持については、利用者数が減少の一途をたどるなど、年々厳しい状況にあります。市は、令和7年7月、笠間市地域公共交通計画を策定し、令和7年度から5年間の期間で、将来に向けた持続可能な交通ネットワーク実現に向けて取り組んでいくとしています。今年度は、重要事務事業として五つの事業を挙げ、事業費2億7,763万3,000円を設定しています。

そこでそれらのうち四つの事業について、今年度の取組や今後について伺います。

小項目①公共交通対策事業について。

初めに、公共交通対策事業について、この事業内容と今年度の取組はどのようなことか、

伺います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

今年度の公共交通施策につきましては、公共交通モデルの再構築として、今御指摘いただいた重要事務事業にまず位置づけを図りまして、今年度やはり同じく策定しました地域公共交通計画に基づく取組を中心に進めてまいります。

その中で、この公共交通対策事業におきましてはシェアサイクルの運営、新たなモビリティ導入の検討、また環境配慮型車両の導入促進では観光周遊バスのEV化、新たな運行形態の導入に当たってはこれから入ります公共ライドシェアの検討など、そういったものを軸に進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） この事業の中では、シェアサイクル、モビリティ、バスのEV化というお話があったのですが、今年度はこの事業に対する予算額が2,019万2,000円となっておりますが、これは観光周遊バス、EVバスに更新することに充てられる主な財源となるということでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今、御指摘いただいた、この事業における最も大きく予算を割くのは、更新の費用になります。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） では、御答弁の中に、ライドシェアの実証実験というようにお話がありましたが、この事業内容はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） ちょっとやや分かりにくいところもあるのですが、公共ライドシェアというのは、今も制度としてある、いわゆる自家用有償運送ですね、この部分の事業でございまして、既存の公共交通が少ない、特に朝晩の時間帯と申し上げたらよろしいでしょうか、中での若年層を対象とした実験としまして、通学や通塾などの移動需要の把握や有効性を検証するために、来週17日から来年2月13日までの期間に運行を図るものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） その運行を図るのは、どのような乗り物というのですかね、すみません、その内容をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 申し訳ございません。説明が不足しておりました。

基本的に、タクシー車両を活用して運行していく予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） おうちの方だったり、お子さんが移動したいという場合に、タクシー会社に予約をして、タクシーで運んでもらえるという事業になるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 企画政策課長森 望君。

○企画政策課長（森 望君） 今回の実証実験につきましては、予約システム、スマホでアプリを使いまして、スマホで予約ができるシステムを導入して実施をいたします。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ということは、おうちにタクシーが来てくれて、タクシーで習い事のところに行けるということで、それは料金はタクシー料金と同じなののでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 企画政策課長森 望君。

○企画政策課長（森 望君） 今回の実証実験に。

○議長（畑岡洋二君） 自分の目の前のマイクを使っただけだと、ありがたいのですが、けれども。

○企画政策課長（森 望君） 今回の実証実験につきましては、ニーズを調査するというような意味合いを強めるということで、料金は1回100円で実施いたします。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 1回100円で送り迎え、迎えも頼めば100円ということですよ。1回ずつに100円ごとで乗れるという実証実験を行うということですが、この調査後、どのような取組へとつなげていく予定なのか、そこが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） これまでも、朝晩の移動であったり、特に通勤通学のときの送迎、こういったところに課題があるという声が寄せられた中で、例えばアンケート調査をして、どのぐらいの金額であれば使いますかであったり、あとバスの導入の検討だったりというのは過去繰り返しを行っております。

今回、100円というのは、まず事業の継続性という観点ではなく、無料とするとまた読み誤る部分があるものですから、この100円という設定の中で、実際に使おうとする方々がどのぐらいまず需要として存在するかというのを再確認したいと思っております。この数が、どこをもって大としてどこをもって小とするかというのは、反応というのですかね、そこを見定めながらやりたいと思ってるのですが、まず需要の塊というのを見定めて、今後どのぐらいの料金設定、もしくはどの区域、そういったところをより絞って、地域の皆様との意見交換につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。まずは、ニーズがあるかどうかの調査をしたいという入口だということで。では、対策事業については以上にしたいと思います。小項目①を終わります。

小項目②公共交通維持確保事業について。

このことについては、昨年の第3回定例会で石松議員が質問されていまして、自動運転の導入ということを提案されています。私も自動運転の導入ということが、地方における移動課題の解決には鍵となるのではないかと考えるところです。地域公共交通計画には路線バスにおける自動運転路線の導入の検討が盛り込まれておりますが、利用者が少ない路線バスの運営の維持は、今後ますます厳しい状況になることが想定されます。

この事業では、今年度予算額1,413万9,000円が設定されておりますが、この事業は市内の路線バスの運行の支援事業ということで、この予算額がそれに充てられるということによろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） では、市内の路線バスの利用状況、幾つあって、運行はどのようになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、この事業における補助の対象としている路線、系統というのは、5路線でございます。具体的には、友部駅から中央病院、また友部駅・旭台の循環、友部駅から県立こころの医療センター及びモノタロウまでの路線、友部駅から水戸駅までつなぐ広域路線、岩間駅から下安居酒屋の路線というような5路線になっておりまして、利用状況につきましては、令和6年度、直近、昨年度におきましては約6万3,000人となっております。平均乗車人数を示します乗車密度については、路線によっては異なるのですが、0.5から2.5。ただ、これ乗ってない区間の距離も含めて密度は出していくものですから、実感として乗車等を行うと、大体五、六人乗っている路線というのも多々あるかなというふうに感じているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。その公共交通計画の中では、日常生活の移動における自家用車への依存度はこのまま高い水準で推移することが見込まれ、同時に公共交通利用者が引き続き伸び悩むことが推測されるとありまして、今後ますますこの路線バスの運営が厳しくなることが予想されますが、利用されている方が少ないとはいえ、いらっしゃるわけなので、なくなってしまうとは困ってしまうということで、維持するためにどうするかということを探索しながら運営していただいているということが分かります。

公共交通サービスの取組で効果を上げている自治体としては、沖縄県うるま市がありまして、うるま市では市内の公共施設同士を結ぶ公共施設間連絡バス事業が行われておりまして、行政サービスへのアクセス向上や高齢者の移動支援に大きな成果を上げているとい

うことで、会派で視察をしてまいりました。この事業は、病院、図書館、文化施設、市役所など市民が利用する主要な公共施設を効率的に巡回するもので、運行頻度やルートが市民の利便性に合わせて柔軟に設計されている点が特徴です。さらに、既存の路線バスと重複しないように工夫がされておりまして、無駄を生まない形で公共交通を補完しているということでした。

年間2,000万円ほどの事業費で利用者は無料で利用できるということで、運営はシルバー人材派遣センターに委託しているということで、公共施設間だけでなく、その間の病院や買物ができるスーパー、商業施設にも停留所を設けることで利用者が増えたということでしたが、笠間市においてもそのような公共施設や商業施設、観光施設が複数のエリアに分散しているので、なかなか難しいのかもしれないのですが、そのような目的地をつなぐ連絡バスが導入されればその効果は大きいのではないかと考えますが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 公共交通の在り方、交通網の在り方というものは、今御質問いただいた内容を含めて、何かを否定するものではございません。

ただ一方で、今これも御質問にございましたが、都市構造、特に施設が建っている場所はもちろんですが、住んでいる場所ですね、どこからどこまでがそのバス停までの適正な距離なのか、徒歩圏という設定も、いわゆる都市計画上のいろいろな徒歩圏の区域の設定がございしますが、そういったところがまず1点あると。そういう意味では、この笠間市を見渡した場合に、なかなか既存の路線というものを定時刻もしくは定路線、そこを柔軟にしたとしても、同じ路線を動かしていくというのはなかなか難しいという中で、20年前に「デマンドタクシーかさま」というものを導入をさせていただきました。ここに至るまで、この後の質問もございしますが、ひたすらにサービスを拡充してきまして、現時点では、今までは1時間に1本というような決まり事だったのが、30分前までに御予約をいただければ、迎えに行く時刻、さらには到着するおおよその時刻までお示しするような形で今、運行をしているところでございます。

当然、サービスを拡充すれば、コストが増えてまいります。そういった中で、この公共交通計画の中でも民間の事業に完全にお任せするのは非常に難しいという中で、行政としてどこまで負担ができるかというものを定めた中で、この5年の計画実行というものを進めてまいりますので、そのような考え方で今、公共交通網の再編を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） その市民ニーズに最も合っているというところで言うと、自宅から直接目的地まで行くことができる、やはりデマンドタクシーが、一番このサービスの提供としては市民の満足度が高いものなのかなと感じております。

市ではこれまで、グリーンスローモビリティの運行実験とか、低速電動スクーター実験など様々な実証実験を行っておりますが、なかなか実装にまでなっていないのが現状です。初めにも申しましたが、地方の移動課題を抜本的に解決するためには、私は自動運転こそが必要とされるテクノロジーであると感じています。少子高齢化が進む中、持続可能な交通インフラを確保し、市民の移動の自由と安心を守るためには、次世代型の交通モデルへの大胆な転換が必要なのではないかと考えます。笠間市が先駆けて自動運転のモデル事業に挑戦することは、未来の地域交通を形づくることができるようになったり、地域の活力向上にもつながると考えられますので、ぜひ将来を見据えた新しい交通の形づくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③デマンドタクシーかさま運行事業について。

今、お話にもありましたが、デマンドタクシーの運行事業としまして、今年度は事業費8,677万4,000円を設定しています。

では、利用状況と市民ニーズへの対応状況について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） デマンドタクシーかさまの運行事業につきまして御答弁いたします。

デマンドタクシーかさまは、市内公共交通空白地域の解消と交通弱者の移動手段の確保を目的として、誰もが利用できる移動サービスとして開始いたしました。現在の状況ですが、利用登録者数につきましては、令和7年3月末時点で、総数が8,678人となっております。令和6年度、同じく利用状況といたしましては、延べ4万4,755名となっております。また、利用者の約8割が70代以上の方となっているところでございます。

利用者数につきましては、平成30年度をピークにコロナ禍で減少して以降は、年間4万5,000人程度で推移しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） デマンドタクシーについては随時アップデートをして、利用者の利便性が高まるように改善をしながら拡充をしてきているという経緯があると思いますが、ウェブ予約が導入されたということでそれはそれでいいと思うのですが、やはりデジタルが苦手な方がいると思うのですが、その方へのサポートや支援はどのようになっているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 本年2月からウェブ予約の導入に当たって、市といたしまして、市内のスーパーマーケットやショッピングセンターに案内ブースを設置し、デジタルが苦手な方々を対象に、利用者登録、予約の操作方法の案内等を実施しました。現在は、操作方法に不安のある利用者に関しましては、随時、市職員が操作方法の案内をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。

では、この公共交通計画の中におけるデマンドタクシーの今後の方向性としては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほど、政策企画部長から公共ライドシェア等の答弁もございましたが、我々デマンドタクシーの運行をやってる商工課といたしましては、現在若年層の利用登録が低迷していることが課題というふうに認識しております。利用者の少ない若年層をターゲットとしての利用促進を図っていきたいと考えておりますが、先ほどの公共ライドシェアとバッティングしないような形で、どういう形がいいのかというのは、これから検討してまいりたいと考えます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 公共交通計画の中では、デマンドタクシーの多角化運行の検討ということも示されておりますので、利用が増えるような施策の検討を進めていただきたいと思っております。小項目③を終わります。

小項目④観光周遊バス運行事業について。

この事業については今年度2,384万円が設定されていまして、観光周遊バスの運行や利便性向上を図るとしてはありますが、観光周遊バス事業の目的はどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 観光周遊バスの運行事業についての目的でございますが、観光周遊バスは、主にJR常磐線を利用して笠間に訪れる観光客の皆様に対し、利便性のある交通機関の導入と観光施設間の回遊性を強化することを目的に、設置しているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 主に、観光客が鉄道利用してきた際の2次交通の利便性を高めるという目的のために運行されているということですが、これまでの利用実績はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 直近、令和6年度の数字で申し上げますと、年間2万6,797名でございますが、令和2年度、令和3年度は新型コロナの影響により大幅に減少いたしました。令和5年度の茨城DCキャンペーンの効果もありまして過去最高の2万7,119人となったところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） やはり、周遊観光バスがイベントとかがあると乗る方が増えるということはあると思うのですが、増加傾向であるということが分かりましたが、

ではその周遊バスが観光消費や地域経済に与える効果をどのように検証しているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 地域経済に与える効果といたしましては、観光周遊バスは観光消費や地域経済に係る具体的な効果についての検証というのは行っておりませんが、周遊バス利用は春と秋の観光シーズンと閑散期で比較すると、利用状況に大きな差がある現状でございます。観光シーズンは、議員御承知のとおり、満車の状態でございますので、ある程度の経済効果というものはあるものと認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） では、その周遊バスについての今後の方向性としては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 今後の方向性としていたしましては、運行ルートや本数の見直しに加え、キャッシュレス決済の導入、EV車両への更新などを進めていくことで、利用者の利便性向上を図っていきたいと考えており、令和8年度当初から、新しいルート、新しい料金設定をしながら運行を目指し、最終調整を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） バスのキャッシュレス化はぜひお願いしたいところでして、乗ったときに、私も乗ってみたときに、若い男子がスケボーパークに行くのに芸森で降りたときにキャッシュレスじゃないと言って、払えないんですかと言って慌てた様子があったので、ぜひ早いタイミングで導入していただければと思います。

周遊バスの運行については、観光客の利便性向上だけでなく、市民の皆さんの日常的な移動にも役立つ交通手段として活用できる可能性があると感じています。ぜひ、観光と生活の両面から使える仕組みとなるよう、今後の検討を進めていただければと思います。

地域公共交通の課題は多岐にわたっておりまして、簡単に解決できるものではありませんが、将来を見据えた持続可能な交通ネットワークの構築が求められていると考えます。また、高齢化が進む社会においては、移動の自由を確保し、暮らしやすさを高めるためにも、コンパクトシティ化の取組を併せて進めていくことが重要だと思っております。こうした視点にも十分留意しながら、今後の施策を進めていっていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 6番坂本奈央子君の一般質問を終わります。

ここで15時25分まで休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時24分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番村上寿之君の発言を許可いたします。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。通告に従いまして、一問一答で質問します。

それでは、大項目1、北山公園について、質問します。

前回の第3回定例会で質問した北山公園管理事務所のエアコン設置について、指定管理者と協議をすると答弁していただきましたが、その後どのようなになっているか、お聞きしたい。質問します。

小項目①北山公園管理事務所についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の質問にお答えします。

北山公園管理事務所についての御質問でございますが、前回第3回定例会におきまして答弁しておりますが、管理事務所は平成5年に建築された、事務所兼休憩施設でございます。北山公園は指定管理として笠間市造園建設業組合が公園全体の運営管理を行っており、管理事務所での業務といたしましては、来園者に対する案内をはじめ、売店業務のほか公園内の巡回による状況確認や清掃業務、オートキャンプ場、バーベキュー場受付貸出業務、展望棟の開閉業務などを行っております。

第3回定例会であった北山公園につきまして、笠間市造園建設業協同組合との協議につきましては、対面、電話等で議会終了後2回、エアコン等につきまして協議を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 2回協議したということですが、その内容をお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 協議の内容につきましては、管理事務所の職場環境や暑さ対策について現況を確認し、指定管理者側での改善策や今後の対応についての聞き取りを行いました。

指定管理者側からは、暑さ対策については、現在はスポットクーラーなどで対応しており、指定管理者側で事務所の職員にも聞き取りを行い、令和8年度のシーズンに向けて、状況に応じてスポットクーラーの増設やサンシェードなどの日よけ対策について検討していくこととしております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、エアコンのない管理事務所職員は、夏場日々30度以上の過酷な場所で仕事をしています。改めてお聞きしますが、このような状況を、観光課

は認識していますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 前回は答弁いたしました。全国的な猛暑であり、状況については確認、認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、熱中症対策において、なぜ観光課は管理事務所の職員に聞き取り調査をしないのですか。基本的には、指定管理者が聞き取り調査をしたとさっき言ってましたよね。その辺も含めてお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市では管理運営を行うものの中では、協議が必要な場合には指定管理者とその都度協議を行っております。そのため、指定管理者側の個々の職員に対して、また指定管理者が再委託業務を受けている団体の職員等につきましては、市では直接聞き取り調査は行っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） まず、全て指定管理者に任せちゃって大丈夫ですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市では北山公園全体の管理運営を、指定管理者制度を導入し、市が定めた条件や基準に基づいて選定された笠間市造園建設業組合へ委託をしているところでございます。指定管理者とは常に連携を密にし、情報交換や現場確認など随時行い、判断しておりますので、指定管理者側に全てを任せているということではございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、管理事務所の熱中症対策は万全と、私は思えません。いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 熱中症対策につきましては、国において、暑さ指数を用いて熱中症のリスクを示しております。これらの基準に基づき、指定管理者側で熱中症対策を講じて、利用者や職員に対して対応しているものと考えております。

現在、管理棟内には、職員が休憩できる事務室にはエアコンが設置してある状況です。そのほかの暑さ対策といたしましては、指定管理者側で直接冷風が体に当たるスポットクーラーや扇風機などを活用して、利用者や職員に対応しているところでございます。

先ほども答弁しましたが、今後の暑さ対策につきましては、指定管理者側と協議を行い、管理事務所にいる職員の聞き取りを行う等によって、必要に応じてスポットクーラーの増設などを検討していくこととしております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これ、笠間市の公式ホームページで、熱中症警戒アラートが出たら以下のような行動を取りましょうと記載されています。その内容とは、「昼夜問わず、エアコンをできるだけ使用して室温を調整しましょう」と書いてある。しかし、北山公園管理事務所には、エアコンがありません。これでは室温の調整ができません。熱中症警戒アラートが出たら、北山公園管理事務所はどうしたらいいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 確かに、休憩施設にエアコンは設置してございますが、そのほかのところではスポットクーラーで対応してございます。

あの施設、議員も御存じのとおり、令和5年に設置した施設で、そもそもあそこに空調を設定するという施設にはなっておりません。エアコン機能を活用するためには、老朽化や断熱対策等の大規模な施設改修が必要と考えておりますので、それに代わるものとしてスポットクーラーで直接冷風を体に当てるというふうな装置を活用して、熱中症対策をしているということで考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は、それが効果がないからエアコンをつけてくれという話をしてるのです。さっきも言ったように、ホームページで熱中症警戒アラートが出たらエアコンの適切な管理をしてくれというのをうたってるのに、全然エアコンの設置も、スポットクーラーで対応するなんて言ったら、この正当性は一つもないではないですか、それ。どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） スポットクーラーを用いて直接人の体に冷風を当てるということで、エアコンと同等の効果があるものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 職員の皆様は、大汗をかきながら仕事してるのですよ。スポットクーラーを当てても、汗をかいてるのですよ。その現状を見たことがあります。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々も北山公園で業務を行う際には、職員、暑い中作業しているというところは認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それはいいさ。じゃあ、実際、管理事務所の職員が熱中症になって倒れたら、どうしますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そのようなことにならないよう、指定管理者と協議をしまっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君）　なので、指定管理者と協議したって、35度以上、俺、何回も何回も言ってますよねという話は、前回もしてると思うのですけれども、35度以上になるときがあるのですよ。35度以上になるときなんて、スポットクーラーで現実的に対応して、その人間がスポットクーラーで涼しさを感じ取れますかね、35度の暑さで。その辺、人間としての考え方でちょっと考えて、答弁してください。

○議長（畑岡洋二君）　産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君）　現状の中では、スポットクーラーで対応するというのが最善の措置と考えております。

○議長（畑岡洋二君）　村上寿之君。

○13番（村上寿之君）　それでは熱中症になると、私は何回も言ってるでしょう。スポットクーラーも確かにいいかもしれないですけれども、現実を本当に見てもらいたいのです。

いいですよ。じゃあ、今の現在、どういう形であってもスポットクーラーでしか対応ができないということであれば、私も一生懸命ここにエアコンが設置できるまでこの質問をしていきたいと思っております。だから、ぜひエアコンというものも考えていただければありがたいなというふうに思ってます。

今、部長が答弁したように、いろいろ経費がかかるというのは重々、これは私も承知ですけれども、管理事務所の職員はエアコンをつけてほしいという切実な願いを、私に何回もしてるのですよ。そういうところも、ぜひ酌み取っていただければいいなというふうに思います。

熱中症対策に向けて、北山公園管理事務所の設備更新を次年度予算に反映していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君）　産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君）　管理事務所の熱中症対策についての予算でございますが、これから令和8年度の当初予算に入っていくところでございますので、指定管理者側ときちんと協議をいたしまして指定管理者側で準備するもの、市で準備するものということを協議をしながら、必要であれば予算のほうの準備をしまいたいと考えているところで

○議長（畑岡洋二君）　村上寿之君。

○13番（村上寿之君）　必要なものだと私は思ってます。ぜひ、必要なものだと思って、執行部も考えていただければありがたいなというふうに思ってます。

熱中症対策は、今度は別で、この間、閉館時間が18時の夏時間の見直しと、閉館時間を過ぎた展望台の鍵締めの時間も指定管理者と協議するというお話をさせていただいたと思うのですけれども、その点はどうでしょうかね。

○議長（畑岡洋二君）　産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事務所の開閉館時間につきましても、指定管理者と協議を行っております。この時間に関しましては、指定管理者側で市と協議をしながら開園閉園時間の調整ができるということなので、それに向けて現在調整をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 早急にその辺もよろしくお願ひしたいと思います。

以上で小項目①を終わりにします。

次に、小項目②に入ります。前回の第3回定例会で北山公園は自然を楽しむ公園、自然を満喫する公園にしたいとお答えいただいておりますが、このような公園にするためにどのように整備していくか、お聞きしたい。質問します。

小項目②北山公園の整備について、お伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園の整備についての御質問でございますが、市といたしましては北山公園の整備方針を、北山公園あり方検討会で議論し、公園内の各施設ごとに方向性を示しており、四季を通じて利用者が安心して散策できる公園として位置づけ、整備を進めております。

現在の整備状況でございますが、まずローラー滑り台は取壊しが完了しましたので、今後は指定管理者と協議をして、公園の利便性の向上を図ってまいります。展望棟につきましては、現在、階段等の修繕を行っており、今後も継続して活用してまいります。展望棟横、旧パラダイス付近の屋外トイレにつきましても外観を洗浄いたしましたので、今後は照明をLED化に改修し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

また、現在一部破損している水車の水輪部分の修繕や、遊歩道内の急傾斜を改善するスロープ施設等の設計につきましては、早期の事業着手に向け、計画的な調整をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今ちょうど水車の話が出たから水車の話を今からしたいと思うのですけれども、この水車は前向きに考えてくれるということで、非常にありがたいなというふうに思ってるのですけれども、いつぐらいから大体水車動かしていただけるような考え方とございますか、そこをお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 特性上、非常に専門的な技術と知見を要する事業と考えておりますが、現在一部破損している水車につきましては、最短で令和8年度の事業着手に向けて調整を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、よろしくお願ひします。

自然を楽しむ公園であれば、植生や動植物の現状調査が必要です。北山公園の植生調査や生態系調査をしているのでしょうか。その辺お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 北山公園の植生や生態調査につきましては、北山公園自体は、茨城県立自然公園の一部である北山公園、昭和53年に北山国有林内に整備された公園であり、その当時、植生調査や生体調査、いわゆる環境アセスを行って、県立自然公園に指定されたものと考えております。

現状につきましては、指定管理者が常時公園を巡視して情報収集を行いながら、現状の確認や環境の保全に努めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、外来種の侵入や樹木の衰退などの問題が指摘されています。自然環境の劣化に対し、観光課はどのような保全策を持っているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 外来種の侵入、樹木の衰退などにつきましてございますが、園内の状況につきましては、指定管理者が日々公園内を巡回し、異常が発見された場合はその都度対応しております。外来種の侵入等につきましても、同様の対応をしているところでございます。

樹木につきましては、危険木など指定管理者で拾い出しを行い、市と現地において協議をしながら計画的な伐採を行っておるところでございますが、危険木については、国有林エリアですと茨城県の森林管理所に申請協議を行い、許可に従って対応を進めるため、危ないからすぐ切れるという状況ではないということは、御理解いただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、外来種の侵入は、どういう外来種が北山公園には発生していますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 一部、オオキンケイギクであったり、池にいる亀等が外来種としているということは認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そういう外来種に国産の天然記念物など日本産のものが全部食べられちゃうなんていう危険性のあるテレビをよくやってますけれども、北山公園は大丈夫なのですか、そんなことは。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 北山公園に関しましては、指定管理者が常時公園の巡視をして、確認しているところでございます。

それが植生を乱すような状況があるのであれば、市のほうと協議いたしまして、特定外来生物、環境省の許可が必要な、駆除にも許可が必要なものでございますので、危険になってきた状況によって、市と協議して、外来種の駆除というところも検討してまいりたいと考えています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） さっきのエアコンもそうですけれども、みんな指定管理者に任せちゃって、市の職員は長靴履いて現場を見に行くということはしないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 日常的に問題や協議が必要なことがありましたらば、指定管理者に任せるわけではなく、指定管理者と共に例えば危険木の伐採の現場であったり、そういうところに関しましては、市も一緒に行っているという認識です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 現実、どういうときにやっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 直近で言うと、イノシシの被害が起きたときのわなの設置や、危険木、特に倒れちゃった木の処理につきましては、市と造園組合が共同で現地確認を行い、倒木の処理につきましては造園業組合の方でやっていただいているという状況です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、市は一生懸命頑張ってるのだという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市と行政と指定管理者が一緒になり、北山公園の管理に努めているということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ますます頑張ってください。

では、北山公園散策に当たり、案内板の不足、展望ポイントの不明確さなど、利用者の利便性を損なう点が見受けられます。これらに対し、市はどう感じていますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 破損や劣化した案内板につきましては、指定管理者、もしくは市が定期的に点検を行い、必要に応じた修理を実施しているところでございます。

今後につきましては、四季の草花などを紹介する案内板の設置など必要に応じた対応を進めていくことで、利用者のさらなる利便性の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、まめに点検していただいて、掲示板や案内板の確認など

していただきたいという、これは管理事務所の皆さんからの要望です。皆さん聞いていますか、そういうこと、管理事務所の。きっと、役所の皆さんも管理事務所に行っているいろいろなお話を聞いてきていると思うのですけれども、私が聞いたところで管理事務所の職員の方たちは、もうちょい掲示板や案内板をまめにつけていただくと、もっと北山公園が親切で丁寧ですばらしい山になるのだというようなことを言ってました。そのような管理事務所の声です、これは。ぜひ、真摯に受け止めてください。よろしくお願いします。

次、森林浴や野鳥観察、四季の植物観察など、自然の価値を生かすための体験スポットの設備、検討はしていますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 野鳥観察、四季の植物観察などの体験スポットの整備検討につきましては、指定管理者側の自主事業としてやっていただくものと考えておりますので、現在市が直接行うということは考えておりません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、公園内のベンチが今、壊れてるようです、三つ。滑り台の下のところとか、展望台のところ二つとか。その辺の公園のベンチが壊れている確認というのは、なされてますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 私たちも滑り台があったところのベンチに関しては確認はしておりますが、老朽化は進んでおりますが、我々職員が行って実際に確認したところ、ちょっと老朽化して汚れているところがありますが、座る分には全然問題ないというところを確認しております。

なお、あのベンチにつきましては、滑り台を撤去した後のエリアの整備の中で、整備を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） よろしく申し上げます。

では、倒木危険箇所やイノシシなどの野生動物対策、崩壊リスクのある斜面の点検は、適切に行っておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほどの答弁にもありましたが、倒木危険箇所につきましては、例年7月に市と指定管理者で拾い出し調査を行いまして、伐採剪定を予算の範囲の中で実施しております。

イノシシなど野生動物対策につきましても指定管理者からの情報を受けた上で、笠間市鳥獣被害対策実施隊への協力を得まして、公園利用者の安全を配慮しながら、適切な箇所に専用のわなの設置、対策を講じております。

また、園内の崖等につきましても、リスクがあるところは、現在のところ確認しておりま

せん。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

では、これやはり管理事務所の職員から聞いてきた話なのですけれども、ローラー滑り台を撤去してから家族連れや子どもたちの来園者がほとんどいなくなり、来園者が減っているという話を私は聞いてきました。その辺の認識は、観光課ではしておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 確かに、ローラー滑り台の撤去工事を行ってからの間は、工事中の期間は来園者の減少というところは我々も認識しております。

ただし、この11月、紅葉のシーズンが始まりまして、昨年同様の来場者数となっており、子どもたちが滑り台に来るといっても、自然を楽しめる季節には一定の来場者の方はいらっしゃっていただいていると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 実は、それは部長、間違ってます。管理棟の職員の方が、ローラー滑り台をなくした途端に、人が来なくなったと。家族連れや子どもたちが今、全く来なくなっちゃったんだよと。もう3時過ぎ、3時以降は当然今から冬場ですから、寒いから余計来ないのも今はあるのしょうけれども、全く人が来なくなっちゃったと。それでいいのかなというような話を受けたのですよ。何かをだからつけろという話ではないのですけれども、今まで北山公園に来てくれた人たちが、例えば工芸の丘とか、今度友部の中央公園とかそっちで遊具のある遊び場でといて、きっと回ってるのかなというふうに思うのですけれども。

でも、我々の地元である北山公園が活気がなくては、やっぱり私としても地元の議員としても、もっと活気のある北山公園をつくっていただきたいというふうに思うのですよ。なので、集客率のアップというものも含めた中での、北山公園の自然を満喫できる公園にしていなければいいなという、これは私の要望なんです。ぜひ、そこの辺をよろしくお願いしたいと思います。以上で大項目1を終わりにします。

次に、大項目2、笠間市小中学生の社会教育について、質問します。

小項目①小中学生、義務教育学校も含めて、社会教育とは何かを、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 13番村上議員の御質問にお答えします。

小中学生の社会教育ということなのですが、そもそも社会教育とは、社会教育法第2条の中で、学校以外の場所で行われる教育、特に学校の教育課程以外の場所で行われる教育が、いわゆる社会教育と呼ばれるものでございます。具体的に、小中学生の社会教育というのは、学習塾であったり、地域のスポーツ少年団、それから文化クラブ、子ども会活

動や地域のお祭りへの参画などを指しております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目①を終わりにします。

続きまして、教育委員会は、社会教育の重要性をどのように思っていますか、質問します。

小項目②小中学生の社会教育の重要性について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 重要性についてでございますが、私も社会教育、18年行政やってまいりました。そういう面で、学校だけで教育は完結できないと。いわゆる社会教育、学校以外の場所での教育の場所というものは、大変必要だということで認識をしております。

子どもは3か所、三つの門をくぐって成長していきます。

一つは、家庭教育です。家庭教育は、自分がかげがえのない存在だという自己肯定感を味わう場所です。

次に、学校教育ですけれども、学校教育は学力を養う場所です。

そして、最終的に大事なものは社会教育であって、それはコミュニケーション能力であったり、社会性であったりとかそういうもので、この三つで総合されて、子どもたちのやる気スイッチをどこでいつ誰が押すかによって、子どもの成長が変わっていくということで大変重要なものだと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 学校は、社会教育を、学校教育と同等に重視していますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 冒頭申し上げたとおり、学校の教育以外、教育課程以外で行う教育なので、従来大学で先生方はこの勉強はしてきておりません。

ですから、44市町村の中でうちだけだと思うのですけれども、新任管理職であったり、それから新しく笠間市に奉職する先生方、それから新規採用職員に対しては、私が4月当初、社会教育の重要性について1時間講義をして、それから毎回の、例えば校長会において社会教育の重要性、それから研修会においても、そういう重要性で、とにかくいろいろな場所で子どもを育てるということは、そのたびに話しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間市の小中学生は社会教育を通じて、どのような能力が身につけていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 具体的にどのような能力というのは、一番社会教育の指導者で

ある議員のほうがよく御存じだと思うのですけれども、例えばスポーツ少年団で頑張る子どもは、学力はないのだけれども、自分はこの体力で生きていくんだと。そして、新しいものに出会って、将来キャリア教育に結びつけて、こういうもので伸びていきたいという、それぞれの子ども、価値観も違いますし、それぞれが持っているものが、学校以外の場所で得ているものだと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 社会教育と学校教育は、どの程度連携されていると思いますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 従来、社会教育の重要性ということで、今学校ではコミュニティスクールということで学校運営協議会、いわゆる教育基本法でいうと第13条に学社連携というのがあります。学校教育と社会教育を連携するという部分でコミュニティスクールが大事だということで、地域の意見を学校の教育の中に生かすという、そういう取組をやっているんで、特に笠間市の場合には岩間地区を中心に平成年代にやってまいりましたので、十分それは伝わっていると感じています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、社会教育が子どもたちの非認知能力、例えば主体性やコミュニケーション、課題解決力など育成に果たす役割について、市はどのような評価をしていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 十分に、私は社会教育は大事なものだと思っています。いろいろなところで活動している、子どもたちが活躍してる場面というのは新聞等でも存じておりますので、そういうことで、子どもたち自身がいろいろな人とのつながりの中で得ている部分というのは大きいものだと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、子どもたちが社会を理解し、地域を支える人材となるために、今の社会教育で十分でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 十分でないから、今教育を一生懸命私が進めているところです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教育長が頑張って進めているだけで、間に合いますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） リーダーシップをここで発揮しないと、なかなか教育の転換というのは難しいと思いますので、あえて一生懸命やりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教育長の一生懸命さは、もう私も重々受け入れています。一生

懸命やっている姿も、見えています。ぜひ、教育長がリーダーシップを取って、ますます社会教育を盛り上げてもらえればいいなというふうに感じてます。

では、5年後、10年後の社会教育の姿は、どういうふうに描いていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教職員は3年から6年のスパンで、その学校から離れていきます。

でも、地域の人たちというのは、子どもたちを最後まで面倒見る、そういう義務とか責務があります。そういう面では、5年たっても10年たっても今種をまいておけば、学校と地域社会が連携を図って、学校運営協議会を中心に子どもたちを社会全体で育てるというシステムづくりができれば、子どもたちは地域の中で生き生きと、特に過ごすことができると考えています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教職員の働き方改革が社会教育の存在感を私はちょっと狭めているのかなというふうに思うのですけれども、その辺の認識は、教育長、どのように受け止めていますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 反問になってしまいますが、具体的にはどのように感じてらっしゃるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 反問認めます。

村上寿之君、お願いいたします。

○13番（村上寿之君） 反問って、私に対してのそれは反問なんですよ。具体的にどんなふうって、それは大丈夫なのですか。

○議長（畑岡洋二君） 大丈夫です。

○13番（村上寿之君） 反問で。

○議長（畑岡洋二君） お答えください。

○13番（村上寿之君） 教職員の働き方改革が社会教育の存在感を狭めているように見えるということは、結局、学校教育は教職員が一生懸命やっていると。でも、その代わり、学校教育を一生懸命やっている。

例えば、相撲でちょっと取り上げちゃ悪いのですけれども、笠間市は相撲大会を今までやってくれていたではないですか。それがコロナを機に、相撲大会はやらない、水泳大会はやらない、合唱大会はやらない。これ、みんな社会教育だと思うのですよ。そういう社会教育が、どんどんどんどんなくなっちゃってるのですよ。そういうのはいかがなものですかということです。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） それは、学校教育と社会教育は、一番最初に申し上げたとおり、

学校以外の場所で行うことなので、教員が関わる教育ではないというのは認識していただきたいと思うのですね。

ただ、そういう大会の意向というのは、地域で支える人材がいるときには、今の部活動と同じように、地域展開を図っていくというのが昔からの考え方だと思います。子どもたちが育つというのは、学校だけではできない。いわゆる子ども会活動なんて、子ども会の中で自主的にやっている、地域の大人たちが。保護者以外の方が今関わってやっていますので、そういうことでだんだんだんだん転換して行って、子どもたちは、先ほど申し上げたとおり、先生方はもう3年、6年スパンでその学校からいなくなって、その地域からもいなくなる。でも、地域の人たちは、最後まで子どもたちの面倒見ますので、その人たちが子どもたちを育てるという視点に立っていただくのが重要だと思いますので、私は今の流れが一番いいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） あえて、私は反対、そんなの。それは、学校の先生の都合のいい話ですよ。いいですか。今までは、相撲大会にしろ、水泳大会にしろ、合唱にしろ、先生方が一生懸命やってくれたのですよ。これは、教育長がよく分かると思うのですけれども、先生たちが一生懸命やってくれたからこそ、素晴らしい選手たちがこの笠間市から育っていったと思うのですよ。十分分かりますよね。だけど、やっぱりコロナ禍でしようがないのかなと思う部分もやはりあるのですけれども、働き方改革でしようがないところもあるのですけれども、なので狭まっていますかという質問をさせてもらったのですけれども。

私は、こういう社会教育をもっと大事にさせていただいて、さっき教育長が言ったように、やりたいスポーツをどんどんやらせていただける引き出しをいっぱい作ってほしいのですよ、学校に。全然、狭まっちゃっているではないですか。そういう部分に対して、どう思うのですかということなのです。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） よく理解しました。そうならないように、外部人材を投入するために、いろいろなところで子どもたちにきっかけづくりをやるのが、学校教育の場と思っています。ですから、相撲の関係する方を今、ゲストティーチャーとして、学校でやっていないかもしれないのですけれども、そういうのも選択肢の一つとして、我々今後考えていきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は、教育現場から、当然学校教育も大事ですよ。当然、学力向上も大事だと思ってます。子どもたちに、最近私は勉強しろと言っています。私が勉強しなかったから、すごく。だけれども、大人になったときに、勉強したその勉強のスキルが、やっぱり生かされる。

でも、スポーツも一生懸命しよう。やっぱり、そのスポーツを通じて学ぶものも、い

っばいあると。そういういい部分を社会教育と学校教育が一体になって、今狭まっている学校教育を、もっと社会教育に目を向けていただければありがたいなという要望ですけども。ただ、やはり今の御時世、難しい部分もあると思うので、ぜひ社会教育にもっともっと目を向けていただければいいなという話なのです。

この質問から次の小項目③につながっていくのですけれども、小項目②を終わりにしまして、次、小項目③に入ります。

市内小中義務教育学校では、学校教育以外の分野、スポーツ少年団やクラブチーム等で活躍した子どもたちに、全校集会や学年集会などで表彰をしていると聞く。では、その成果をどのように評価し、その効果が子どもたちにどのような影響があるのかお聞きしたい、質問します。

小項目③各種大会の成果や効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員の御質問のとおり、子どもたちが学校教育以外の場所で活躍したことについては、全校朝会等、学年集会等そういうところで、表彰を今までもしております。

ただ、コロナ禍において、全校で集まる機会というのはどの学校もだんだん減ってきましたので、集まれる機会がないので、オンラインでの集会というのに切り換えてやっている学校もいるので、そういうところで本人の頑張りを認める機会をつくっているところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、市内小中学校、義務教育学校も含めて、によって、子どもたちの表彰の基準、これ表彰の基準は、今言ったように、全校集会での表彰、あと学年集会での表彰のこと、この基準が統一していないと聞きます。笠間市教育委員会は、こうした実態を把握してますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 私もこの御質問があったときに調査を入れまして、学校の実態がそれぞれ違うということを再認識させていただきました。

早速、先週の校長会で、申入れをしました。いわゆる社会教育の場で頑張った子どもも、学校教育の場で頑張った子どもも、同じ承認欲求の塊なので、子どもたちを表彰する機会を奪っては駄目だということで、学校によっては月曜日の1時間目に入らないようにということで配慮をして、人数が多い学校等は、例えば表彰できないような状況があると思うのですけれども、私は授業よりもそういう部分で、1年に一度でもいいから頑張った部分の表彰をすること大事だということで、校長会に改善を申し入れているところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ありがとうございます。もう今日は、この話がしたかったのですよ。学校によって表彰の基準が統一されないことに、私は違和感を感じているのです。ぜひ、今改善を求めているということで、改善をしてほしいと私は要望をしたいです。

次に、なぜこんな質問をしたかということ、ある小学校の児童が全国大会で3位になり、賞状、メダルを学校に持っていったら、担任から全校集会で表彰すると言われ喜んでた。ところが、後から学校の決まりで、全校集会では表彰できない、学年集会での表彰になると言われ、児童はショックを受けて帰ってきたそうです。事情を聞くと、この学校では、学校教育での表彰は全校集会で行うが、学校行事以外、すなわち社会教育の表彰は、全校集会ではやらないそうです。

こんなの許せる話では、私はないと思うのです。いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおりだと思っています。この場をお借りして、子どもの頑張りを認めてあげられなかった子に関しては、私のほうから謝罪を申し上げたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。

今後は、先生方に、どんな子どもでもやっぱり表彰すべきだと、私は思っています。1時間目の授業よりも、この部分は大事だということは校長会でも先日申し入れたところでございますので、今後こういう悲しい思いをする子どもが出ないように今後努めてまいりたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） すごくありがたい話ですみません、ありがとうございます。何か、私がかえって恐縮しちゃいます。

次に、ここで二つの疑問があるのですけれども、まずその一つで、管理職と担当教師で、学校のルールに相違がありましたよね。何でこういうことがまず起こったのかということ、1点お伺いしたいです。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） このルールづくりというのは学校それぞれの特徴があって、大規模校での話だと私は思っているのですね。

ただ、長い間伝統というものがあって、だんだんだんだん働き方改革になってきて、一番私が危惧してるのは、校長会でも申し上げてるのは、子どもが主語から、今、先生が主語に変わりつつあるという学校の運営の状況をもう一度原点に戻って、子どもが一番大事なんだと。年頭は子どもが主語ということで学校経営してくれという話をしておりますので、今後、教職員会でそういう話は進んでいくと思います。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） もう一つ、あんまりいい話ではなくてすみませんね。学校教育での表彰は全校集会で行うが、学校行事以外、結局社会教育の表彰は学年集会で行う、こ

んなこと社会教育に携わる人間を、私は差別してると思っているのですよ。もうそんなことがないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校行事以外の表彰を、子どもたちのため、社会教育のために携わる方たちのため、全校集会でやっていただきたい。最後に、もう1回、ぜひよろしくお願ひします。どうですか、教育長。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 続けて改善を申し入れていきます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目③を終わりにします。

教職員の働き方改革の影響が、近年、学校は社会教育にあまり力を入れているように見えない。もっと、地域と連携を図り、子どもたちに様々な活動を提供する場所をつくってほしい。現在、教育委員会が考えている社会教育での施策と改善策などがあれば、お聞きしたい。質問します。

小項目④施策と改善策について、お伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 答弁繰り返しになりますけれども、私は、子どものやる気スイッチはいつどこで誰が押すかによって決まっていくと思ひます。

今後、学校と社会教育が連携する部分というのは、授業の中で、教育過程の中で総合的な学習の時間、いわゆる70時間のこの時間が重要だと思ひますので、外部人材をここでたくさん導入して行って、そして子どもたちが地域をよく知って、郷土をよく理解して、今後笠間市を担う人が育てるような、そういうふうな政策を取っていきたくと思ひます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、よろしくお願ひします。

もう一つ、市内小中学校は夕方5時から朝8時まで、電話対応をしていない。では、なぜ、そのようにしちゃったのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 電話対応について、4月1日からということで、本年4月1日から、5時以降の電話対応はしないようになりました。これについては、市のPTA連合会等、昨年からずっと話を続けてまいりました。

それから、市の総合教育会議の中でも議題が上がって、先生方のいわゆる不条理な保護者への対応をなくすために、実は教員の離職、それから休職は、この保護者の不条理な5時以降の対応で生まれているものがほとんどです。例えば、私もそうですけれども、経験ありますが、夜中12時頃まで家庭訪問で保護者にずっと話合いの場面に立ったりとか、学校でいわゆる保護者と対応する時間というのが12時頃まであったりと、もちろん次の日の

授業は、もう全く成り立たないわけですよ。そういう面でいうと、何ていうか、先生方自身の健康を守るということは、ひいては子どもたちの学習を保障することに、私はつながると思っています。

県から375名の先生、私は預かっていますので、その人たちの健康、それから命を守る、そういうことをやっぱり責任を持ってやらなくちゃいけないと考えたときに、この不条理な状況を改善してあげなければ学校教育は成り立たないと思って、5時以降の電話をシャットアウトということ、これを決めて、4月1日から市P連のほうと話し合っ、市P連の方もオーケーということでやってきたので、今後この政策については改善するつもりはございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は、改善しろということは決して言いません。今の話を聞けば、なるほどなと理解はしました。

まず、やっぱりこれは、私も保護者間の問題だなというのはびんと来ました。ただ、社会教育に携わる我々にとっては、やはり5時から8時まで、夕方5時からですね、仕事が終わって電話をしたときに、音声ガイダンスで対応できませんというふうになっちゃうと、非常にやっぱりやりづらい社会教育に携わる先生たちが多くいると思うのですよ。ただ、学校教育としては当然のことだと思いますけれども、社会教育的にはちょっと不便なのですけれども、その辺を何か社会教育の会議があるような、例えばスポーツ少年団でもいいし、今言ったいろいろな社会教育に携わる団体の方たちにそういうお話をしていただければ、なおさら御理解してくれるのかなというふうに思っています。

一番いいのは何か、5時から社会教育に携わる先生にとってはしゃべられるような機会があればいいのかなという部分もありますけれども、今の御時世、今教育長がいつも言うように、ヘリコプターペアレントがいるとか何とかモンスターペアレントがいるだの、いろいろなそんなペアレントがいるという部分を考慮しますと、やはりこういう部分は仕方ないと思うので、そのような配慮をしていただければありがたいなというふうに思います。ぜひ、よろしく願いしまして、大項目2を終わりにします。

続きまして、大項目3、笠間の栗について、質問します。

日本一の笠間の栗についてお聞きしたい。質問します。

小項目①日本一の笠間の栗について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の質問にお答えします。

日本一の笠間の栗についてでございますが、農林業センサス2020によると、栽培面積は484ヘクタール。栽培経営体数につきましては669経営体となり、いずれも全国1位となっております。また、農林水産省が発表している市町村別農業産出額におきましても、令和5年は7億5,000万円となっており、詳細品目別データが公表された平成29年から連続し

て全国1位となっております。

次に、笠間市産の生栗1キロ当たりの販売価格からの視点でございますが、常陸農業協同組合の聞き取りによりますと、笠間地区栗部会における一つの出荷先である東京卸売市場での販売単価は、令和7年度はおよそ2Lサイズが1,000円、3Lサイズが1,100円、4Lサイズが1,200円台、平均すると1,100円台となっており、また道の駅かさま「直売所みどりの風」における農家直接販売単価につきましては、サイズ別では集計されておられませんので、平均価格となりますが令和7年度は1,500円台となっております、一定のブランド化が進んでいると考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 令和6年産の平均単価は、日本の優良産地と比べてどのくらいの差がありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市町村別の価格が公表されておられませんので、東京中央卸売市場における都道府県別の平均単価でになりますが、茨城県、熊本県、愛媛県、長野県の4県で比較すると1キロ当たりの価格が、茨城県は858円、熊本県が1,451円、愛媛県が1,760円、長野県が2,007円、京都府が2,862円、笠間地区栗部会につきましては976円となっているところでございます。

ほかの産地と比較すると、まだまだ金額の差はございます。これにつきましても、我々としてはまだ伸び代があるという認識で、一生懸命仕事をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、一番高い2,862円に追いつくためには、どんな政策が必要だと思いますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々、儲かる産地づくり協議会を中心といたしまして、笠間の栗のブランド化と持続的なまちづくりに関する方針を定めてございます。これでは、令和10年までに10アール当たりの収量200キロをとしまして、1キロ当たりの単価を1,500円を目標にすることで、10アール当たり30万円の農家の収入というところを目指しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、そのようにお願いします。

高温に耐えられる栗園管理技術を、市として普及していますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 近年の高温障害は深刻な課題となっており、茨城県等関係機関と連携して、対応策を模索しているところでございます。

市といたしまして、茨城大学農学部をはじめ、温度管理に優れている民間企業などにも

協力をいただき、様々な視点から調査や検証しており、引き続き効果的な対応策の確立に向けて検証を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、栗農家の高齢化や後継者不足は、価格競争に影響はしますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 価格につきましては、市のプロモーション等による知名度向上及びブランド力の向上と、よりよい品質の栗を生産していただける生産者の努力が相まって、笠間の栗の価値が上がり、価格向上につながったと考えております。

高齢化や後継者不足は価格的には直接影響を及ぼすものではないと考えており、他の産地との価格差を埋めるには、さらなる知名度の向上及びブランド力の向上、高品質な栗の生産が重要と考えております。

また、農協のJA常陸の栗部会、例年、議員も御存じかと思いますが、100トンから110トンぐらいの間を推移していたものが、今年まだ推計ですけれども150トン以上の栗が集まるようになったというところでございますので、高齢化、後継者不足と価格の向上による生産意欲の向上というところは相殺されているものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 小項目①を終わりにします。

続きまして、笠間市の特産品である栗は地域ブランドとして価格を高める一方で、農家の高齢化や気候変動により収穫量減少などの課題があります。そして今、栗農家の経営安定と生産拡大を支援する施策の充実が重要と感じています。笠間の栗農家に対する経営支援はどういうことを考えているか、お聞きしたい。質問します。

小項目②栗農家の経営支援について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗農家の経営支援についてでございますが、本市では日本一の栗産地づくり推進補助事業として、栗農家に対する三つの支援事業を行っております。一つ目が、栗の作付面積を10アール以上に拡大する1ヘクタール以上の経営面積の生産者、または4年後に1ヘクタール以上となる経営計画を立てた生産者に対し、栗の新植、改植の際の伐採、伐根、整地に係る経費の一部を支援する栗生産規模拡大支援事業。二つ目が、一つ目の規模拡大支援事業に取り組む中で必要となる栗の苗木を、市が推奨する品種で40本以上購入する生産者に対して、その購入費の一部を支援する栗苗木支援事業。三つ目が、栗の生産や加工に必要な機材等の購入に係る経費の一部を支援する栗栽培機材等導入支援事業。

以上、三つの事業で複合的な支援を行っているところでございます。

今後も日本一の栗の産地として維持発展をしていくために、効果的な支援を実施してま

いりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 最近、やはり笠間の栗というのは生産者も作る意欲がありありで、私たちも栗作ってみようかなという方が私の周りにもいっぱいいるので、ぜひ助成金や支援金の充実、拡充などを私は求めて、この質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、皆様も御存じのとおり、笠間市産栗の評価は年々上昇しています。これも農政課の皆様の努力のたまものと、私は認識しています。いつもお疲れさまです。しかし、ほかの産地も、笠間産栗に負けないよう努力していると思います。笠間産栗が名実ともに日本一を続けるためにも、今後どのような改善策が必要か、お聞きしたい。質問します。

小項目③今後の改善策について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後の改善策についてでございますが、平成28年度から取り組んでいる日本一の栗産地づくり事業推進補助事業は、当初は新たに笠間の栗の栽培に取り組む生産者を創出し、栗の生産者の増加や栽培面積の拡大を目的に実施してまいりました。

令和6年度からは考え方を一部変更いたしまして、笠間の栗の経営を主な生計となるような主軸とする農業者を創出することに主眼を置きまして、経営規模拡大や高付加価値化に積極的に取り組む農業者を支援することを目的に実施しておりまして、今後につきましてもこれまでの事業効果を検証を行い、必要になれば要件などを改善したいと考えております。

また、市が農業者や関係者の皆様と共に行ってきた支援により、知名度も向上に向かい、栗生産者が増えたことで、これ課題ですね、品質にばらつきがあることが課題となっております。生産技術につきましては、栗の剪定講習会や、出荷時の選別や保管の際に冷蔵保存の徹底など、県の普及センターなどの関係機関と連携しながら、品質向上に対する生産者の意識づけを行っております。そのほか、平成27年から運用している図形帳票、笠間の栗や、令和5年度に開始いたしました生栗のブランド認証制度につきましても、制度の活用や消費者への認知度がまだまだ十分でないことから、さらに周知を強化し、品質向上と高付加価値化への販売につなげていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 笠間市の栗というのは、茨城県で本当にトップでいいなと思っておりますけれども、やはり一番というのは追われる立場でございます。ほかの産地も、笠間を抜かそうと思っている産地がたくさんあると思います。どうか、その産地に負けないような企画や施策を考えて、笠間の栗がますます充実して、ずっと笠間の栗が一番でいられ続けるように頑張ってくださいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（畑岡洋二君） 13番村上寿之君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 益 子 康 子

署 名 議 員 林 田 美代子